

松本市一般廃棄物処理計画

(平成30年度(2018年度)～
令和9年度(2027年度)版)

令和5年度(2023年度)

改訂版

— 資源の循環で新たな価値を —

令和6年4月
松本市

目 次

第1章 基本的事項

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と目的 | 6 |
| (1) | 計画策定の背景 | 6 |
| (2) | 計画策定の目的 | 6 |
| (3) | 計画策定からの廃棄物分野における変遷 | 7 |
| (4) | 計画改訂の背景 | 8 |
| 2 | 計画の位置付け | 8 |
| 3 | 計画期間 | 9 |
| 4 | 計画対象 | 9 |
| (1) | 対象区域 | 9 |
| (2) | 対象物 | 9 |

第2章 松本市の概要

| | | |
|-----|---------|----|
| 1 | 位置・面積 | 12 |
| 2 | 人口 | 13 |
| (1) | 現状 | 13 |
| (2) | 今後の推計 | 13 |
| 3 | 産業 | 14 |
| (1) | 工業 | 15 |
| (2) | 商業 | 16 |
| (3) | 農業 | 16 |
| (4) | 観光 | 17 |
| 4 | 土地利用の状況 | 18 |

第3章 ごみ処理基本計画

| | | |
|-----|-------------|----|
| 1 | ごみ処理の現状 | 20 |
| (1) | 国の方針 | 20 |
| ア | 国のごみ処理の変遷 | 20 |
| イ | 取組目標 | 20 |
| (2) | 県の方針 | 21 |
| ア | 県のごみ処理の変遷 | 21 |
| イ | 取組目標 | 21 |
| (3) | 本市の現状 | 22 |
| ア | 本市のごみ処理体制 | 22 |
| イ | 本市のごみ処理の流れ | 26 |
| ウ | ごみ処理の実績 | 29 |
| エ | 本市のごみ処理経費 | 33 |
| オ | ごみ処理の評価 | 33 |
| カ | 本市の不法投棄量の推移 | 37 |
| キ | 本市の抱える課題 | 38 |
| 2 | 処理施設 | 40 |
| (1) | 中間処理施設 | 40 |
| ア | 現稼働施設 | 40 |
| イ | 新施設建設計画 | 40 |
| (2) | 最終処分場 | 41 |
| ア | 現稼働施設 | 41 |

| | | |
|-----|--------------------|-----|
| イ | 新施設建設計画 | 4 2 |
| (3) | 処理施設ごとのごみの流れ | 4 3 |
| 3 | 計画のめざすもの | 4 4 |
| (1) | 基本理念 | 4 4 |
| (2) | めざすまちの姿 | 4 4 |
| (3) | 基本方針 | 4 4 |
| (4) | 各主体別の役割 | 4 4 |
| 4 | 数値目標 | 4 6 |
| 5 | 施策の展開 | 4 8 |
| (1) | 施策の体系 | 4 8 |
| (2) | 家庭系ごみの減量 | 4 9 |
| ア | 排出実態の把握 | 4 9 |
| イ | ごみの減量化に係る取組み | 4 9 |
| ウ | 再資源化に係る取組み | 5 1 |
| エ | 意識啓発・広報に係る取組み | 5 2 |
| (3) | 事業系ごみの減量 | 5 3 |
| ア | 排出実態の把握 | 5 3 |
| イ | ごみの減量化に係る取組み | 5 3 |
| ウ | 再資源化に係る取組み | 5 5 |
| エ | 意識啓発に係る取組み | 5 6 |
| (4) | 災害廃棄物の処理に関する事項 | 5 7 |
| (5) | 適正処理に関する事項 | 5 7 |
| ア | 集合住宅における家庭系ごみの適正処理 | 5 7 |
| イ | 効率的な収集体制の整備 | 5 7 |
| ウ | 排出困難者に対する支援体制の構築 | 5 8 |
| エ | ごみの有料化の検討 | 5 8 |
| オ | 不法投棄の防止 | 5 8 |
| カ | 廃棄物処理施設の安定的・効率的な運営 | 5 9 |

第4章 生活排水処理基本計画

| | | |
|-----|--------------|-----|
| 1 | 生活排水処理の現状 | 6 2 |
| (1) | 本市の生活排水処理の流れ | 6 2 |
| (2) | 処理形態別人口 | 6 3 |
| (3) | 生活排水処理量の推移 | 6 4 |
| (4) | 浄化槽設置数の推移 | 6 4 |
| (5) | 処理施設 | 6 5 |
| ア | し尿処理施設 | 6 5 |
| イ | 中間処理施設 | 6 5 |
| ウ | 最終処分場 | 6 5 |
| 2 | 計画のめざすもの | 6 6 |
| (1) | 基本理念 | 6 6 |
| (2) | めざすまちの姿 | 6 6 |
| (3) | 基本方針 | 6 6 |
| (4) | 施策の展開 | 6 6 |
| 3 | 今後の展望と将来予測 | 6 8 |
| (1) | 処理形態別人口について | 6 8 |
| (2) | 生活排水処理量について | 6 8 |

第5章 計画の進行管理

| | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 計画の進行管理等 | 7 0 |
|---|----------|-----|

| | |
|-----------------|----|
| (1) 計画の進行管理 | 70 |
| (2) 施策の実施状況等の公表 | 70 |

参考資料

| | |
|-----------------|----|
| 1 松本市のごみ処理行政の変遷 | 72 |
| 2 計画の策定経過等 | 77 |
| 3 環境審議会委員名簿 | 79 |
| 4 用語解説 | 80 |
| 5 年度別実績及び目標排出量 | 84 |

第 1 章 基本的事項

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

これまで私たちの暮らしを豊かなものにしてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境の保全と健全な物質循環を阻害するという側面があります。また、大量の廃棄物発生による最終処分場のひっ迫や温室効果ガスの排出による地球温暖化問題など、様々な環境問題が生じる原因の1つとなっています。

このような環境問題の解決に向けて、環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」を形成することを目指し、平成12年（2000年）に「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）が制定されるとともに、各種リサイクル法が整備されてきました。

また、循環基本法に基づき策定される循環型社会形成推進基本計画は、平成30年（2018年）の改定により第四次を迎え、地域循環共生圏形成による地域活性化や、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等が重要な方向性として掲げられています。

近年の本市においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成20年度（2008年度）に一般廃棄物処理計画（以下「前計画」という。）を策定し、食品ロス削減の取組みである「残さず食べよう！30・10運動」を始め、「もったいない」をキーワードとしたごみ減量化施策を実施することにより、松本市環境基本条例（平成10年（1998年）制定）に明記した基本理念の1つである「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」を目指してきました。

平成29年度（2017年度）には、前計画が計画年度を迎えたことから、今後10年間に於ける本市の一般廃棄物及び生活排水の処理に関して、長期的な視点に立った基本的な方針を明確化するために、「松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）」を策定しました。

(2) 計画策定の目的

大量廃棄型の社会によって生じた地球温暖化問題を始めとした、本市を取り巻く多岐にわたる環境問題を解決する上では、本市に携わる全ての人々が環境に配慮した行動を選択し、廃棄物の発生を抑制していく必要があります。

そこで、今後の本市における一般廃棄物の処理に関して長期的な視点に立った基本的な方針を明確化するために、策定するものです。

(3) 計画策定からの廃棄物分野における変遷

平成29年度（2017年度）に「松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）」を策定してから5年が経過し、その期間に国や県において、廃棄物分野の施策はより一層展開されてきました。

本市においても、表1-1のとおり、国や県の施策に基づく新たな取り組みの実施、中核市への移行及び主要な廃棄物処理施設の建設に係る事業の開始など、大きな変革の時期を迎えています。

表1-1 各主体における廃棄物分野の動向

| 年度 | 国 | 県 | 松本市 松塩地区広域施設組合 |
|-----|---------------------|--|--|
| H30 | ・第四次循環型社会形成推進基本計画改定 | | ・松本市エコトピア山田再整備方針決定 ・松本市災害廃棄物処理計画策定 |
| R01 | ・食品ロスの削減の推進に関する法律施行 | | |
| R02 | | | (松本市) ・松本市食品ロス削減推進計画策定 (松塩地区広域施設組合) ・新ごみ処理施設基本構想策定 |
| R03 | | ・長野県廃棄物処理計画（第5期） （「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理区域化・集約化計画」をあわせて策定） | (松本市) ・中核市移行に伴い以下の条例を制定、改正 ⇒松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ⇒松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 ⇒松本市廃棄物の処理施設の設置及び管理に関する条例 ・第4次松本市環境基本計画策定 ・松本市エコトピア山田全体基本計画策定 (松塩地区広域施設組合) ・新ごみ処理施設基本構想策定 |
| R04 | ・プラスチック資源循環法施行 | | (松塩地区広域施設組合) ・新ごみ処理施設基本計画策定 |
| R05 | ・廃棄物処理法基本方針変更 | | |

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間とします。

社会情勢の変化やごみ処理に係る大きな変更があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画対象

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

(2) 対象物

ごみ（廃棄物）には、家庭から生じるごみ（家庭系ごみ）と事業活動により生じるごみ（事業系ごみ）とがあり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物とがあります。

本計画の対象は、ごみ（廃棄物）の中でも本市から排出される「一般廃棄物（家庭系ごみ及び事業系一般廃棄物）」とします。廃棄物の分類は、図1-2のとおりです。

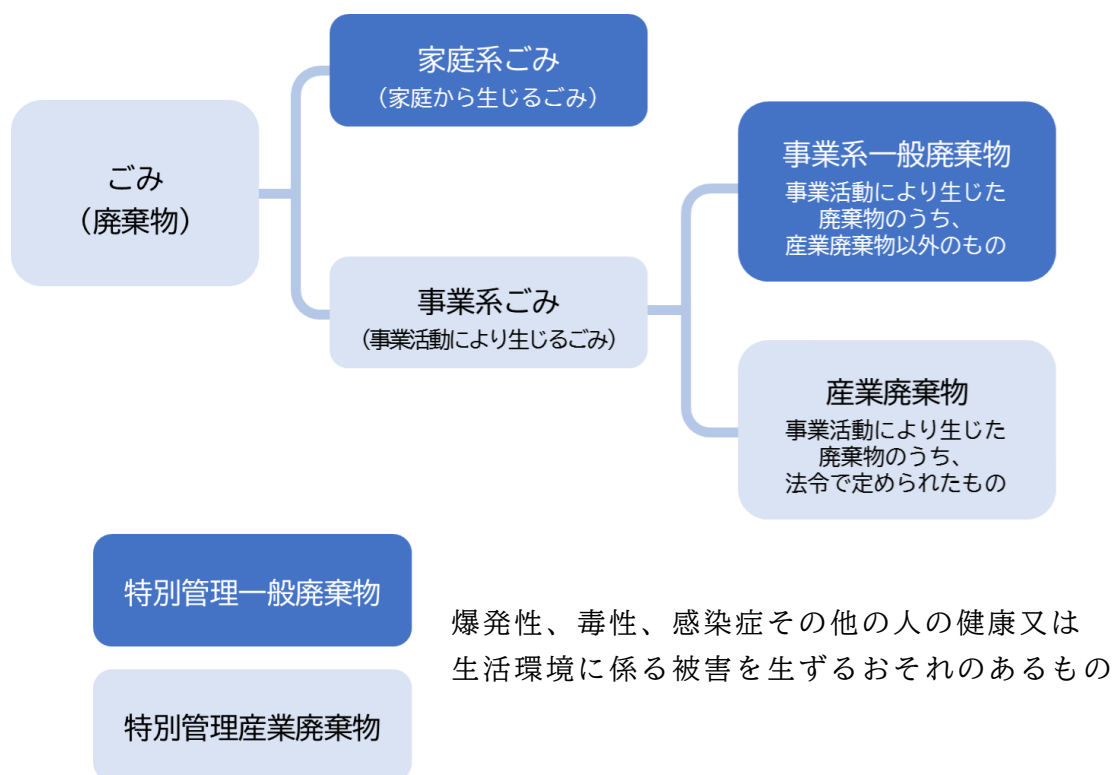


図1-2 廃棄物の分類



国宝松本城

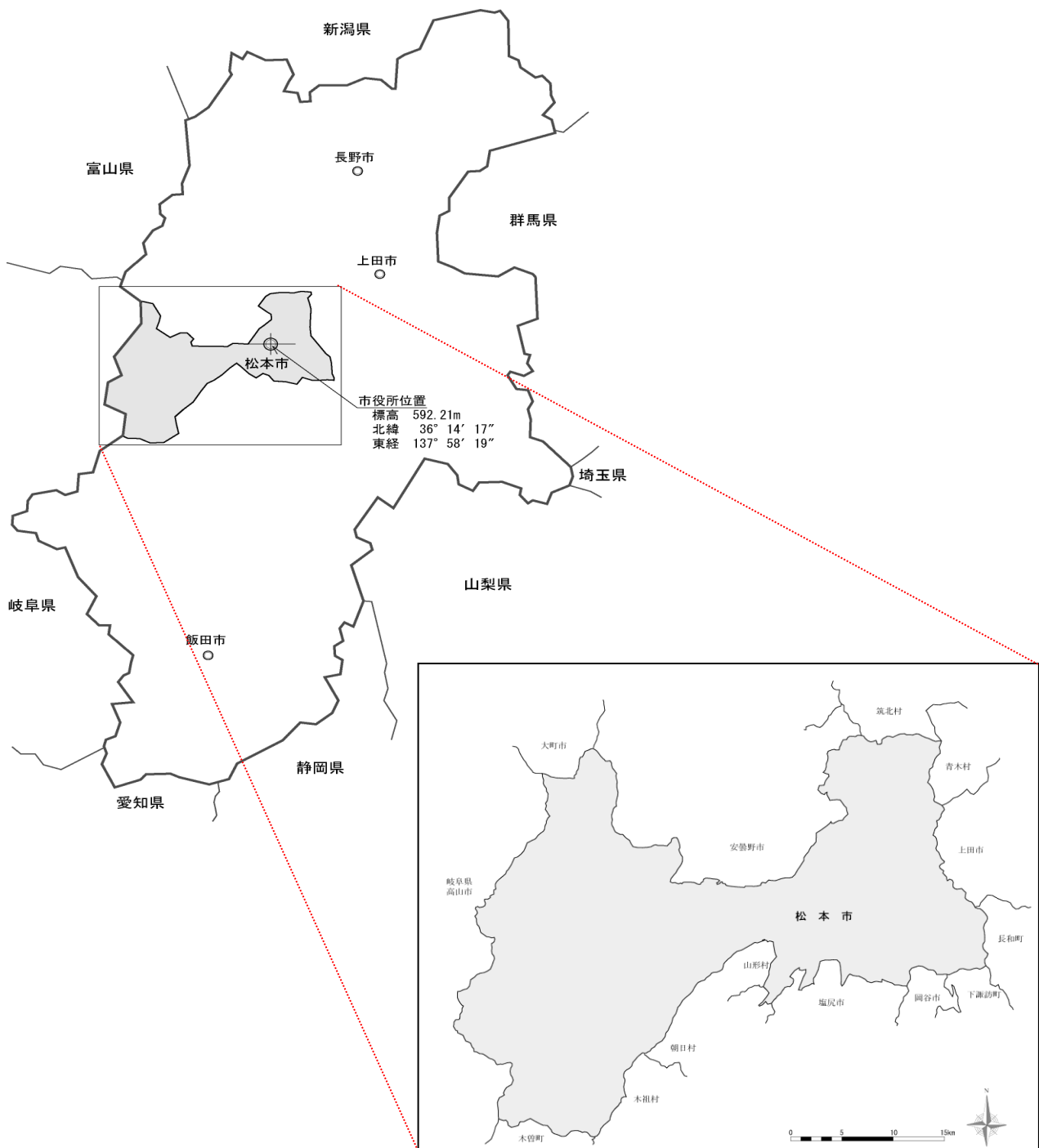
第2章 松本市の概要

第2章 松本市の概要

1 位置・面積

本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置（市役所：北緯36度14分17秒、東経137度58分19秒）し、北は大町市、安曇野市、東筑摩郡筑北村に、東は上田市、小県郡青木村、長和町に、南は塩尻市、岡谷市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡朝日村、山形村、木曽郡木曽町、木祖村に、西は岐阜県高山市に接しています。市役所の標高は、592.21メートルです。

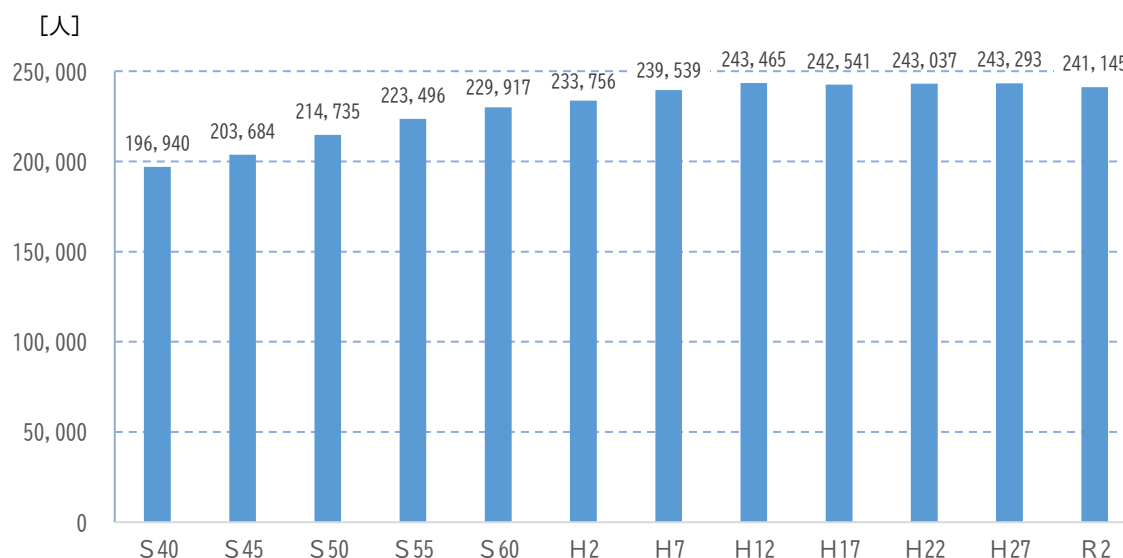
市域は、東西52.2キロメートル、南北41.3キロメートル、面積は978.47平方キロメートルで、県内で最も広い面積を有しています。



2 人口

(1) 現状

図2-1に示すとおり、本市の人口は平成12年(2000年)の国勢調査までは増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいとなり、近年では減少傾向が見られます。



合併地区を含む。

資料：国勢調査

図2-1 本市の人口の推移

(2) 今後の推計

本市における今後の人口(本計画における人口推計)は、図2-2のように減少していくと推計されます。

これまで松本市一般廃棄物処理計画(平成30年度(2018年度)~令和9年度(2027年度)版)において推計人口を算出するに当たって使用していた「超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計」は、松本市総合計画の策定に当たり、「松本市人口ビジョン」として改訂されました。

しかしながら、国勢調査を基準に行っている「松本市人口ビジョン」の人口推計は、住民基本台帳に登録されている人口の実績を上回っています。

本計画で将来のごみ量の算出に「松本市人口ビジョン」の人口推計を使用した場合、ごみの減量を目指す計画の理念と反し、達成が容易な目標となってしまうことから、住民基本台帳の令和4年10月1日付け人口実績を基に、令和5年度以降、「松本市人口ビジョン」の人口推計と同じ傾きで推移していくものとして、改めて推計人口を算出しています。

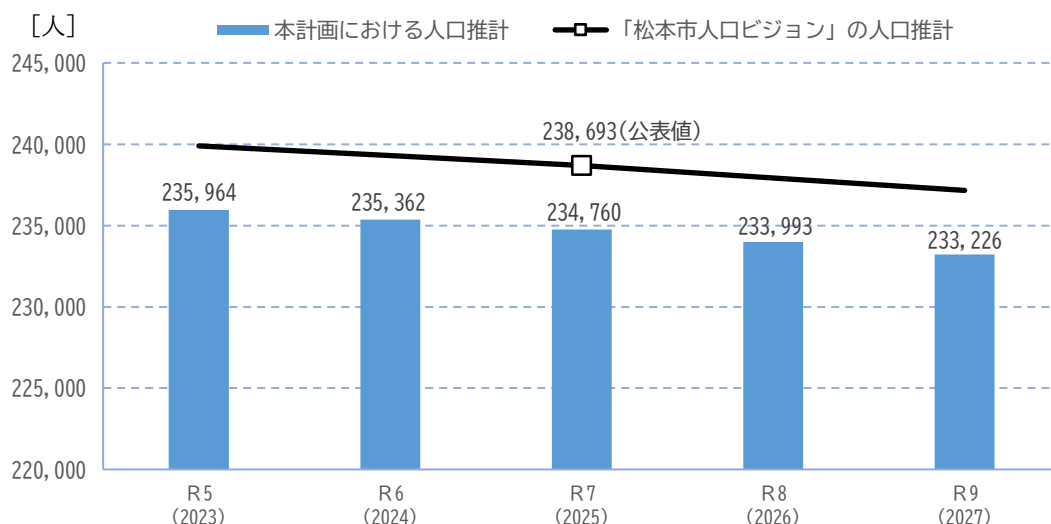


図 2 - 2 人口推計

※ 松本市人口ビジョンの人口推計の公表値は5年ごととなるため、公表されている令和7年（2025年）のみ数値を記載しています。

3 産業

表 2 - 1 に示すとおり、就業者数は、平成7年（1995年）をピークに減少しています。

就業者数を産業部門別に見ると、第一次産業6,061人（就業者数の5.3パーセント）、第二次産業26,923人（同23.3パーセント）、第三次産業82,328人（同71.4パーセント）となっています。

図 2 - 3 に示すとおり、就業者数の構成割合を平成27年と比べると、第一次産業及び第二次産業はそれぞれ0.5ポイント、0.9ポイント低下し、第三次産業は1.4ポイント上昇しました。

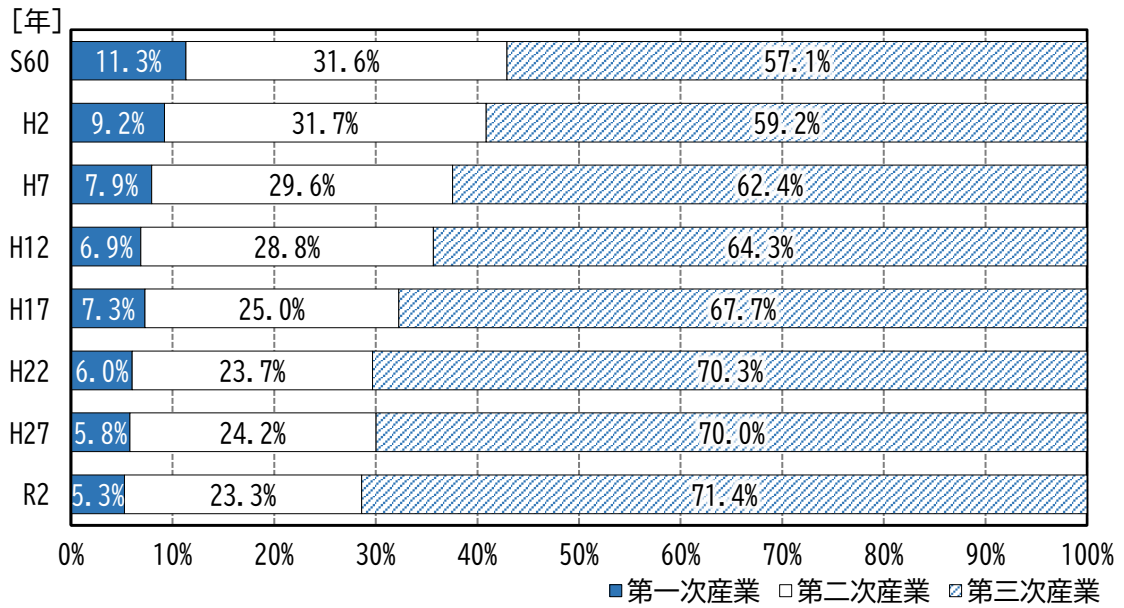
表 2 - 1 産業別就業者数の推移

単位：人

| 区 分 | S60年 | H2年 | H7年 | H12年 | H17年 | H22年 | H27年 | R2年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 就業人口計 | 119,582 | 124,109 | 130,257 | 129,867 | 124,631 | 119,131 | 117,218 | 115,312 |
| 第一次産業 | 13,525 | 11,405 | 10,342 | 8,940 | 9,086 | 7,191 | 6,794 | 6,061 |
| 第二次産業 | 37,774 | 39,292 | 38,578 | 37,393 | 31,126 | 28,177 | 28,388 | 26,923 |
| 第三次産業 | 68,283 | 73,412 | 81,337 | 83,534 | 84,419 | 83,763 | 82,036 | 82,328 |

各年10月1日現在、合併地区を含む。

資料：国勢調査



各年10月1日現在、合併地区を含む。

資料：国勢調査

図2-3 産業別就業者割合の推移

(1) 工業

表2-2に示すとおり、事業所数は平成28年以降、減少傾向にありましたが、令和2年からは増加しています。

従業員数は、減少・増加を繰り返しています。

製品出荷額は、増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。

情報、食料及び電子の3分類で、製造品出荷額等の半分を占めています。

表2-2 工業関連実績値の推移

| 区分 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 | R2年 | R3年 | |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事業所数(箇所) ^{※1} | 349 | 375 | 318 | 310 | 301 | 298 | 317 | 414 | |
| 従業員数(人) ^{※1} | 13,825 | 12,588 | 13,341 | 13,811 | 14,604 | 13,682 | 12,977 | 13,409 | |
| 製品出荷額(万円) ^{※2} | 48,387,158 | 48,935,999 | 50,642,883 | 50,263,854 | 58,104,882 | 58,262,573 | 51,928,496 | 56,099,131 | |
| (内訳) | 情報 | 1,552,201 | 15,896,214 | 17,741,356 | 17,544,525 | 25,780,325 | 27,858,173 | 22,364,627 | 17,694,185 |
| | 食料 | 5,846,640 | 5,794,126 | 5,958,545 | 6,008,353 | 6,072,202 | 6,174,271 | 5,505,259 | 6,167,089 |
| | 電子 | 3,318,465 | 3,402,890 | 3,719,028 | 3,922,099 | 4,322,115 | 3,620,205 | 4,431,330 | 4,949,669 |
| | その他 | 23,669,852 | 23,842,769 | 23,223,954 | 22,788,877 | 21,930,240 | 20,609,924 | 19,627,280 | 27,288,188 |

※1 各翌年度6月1日現在(合併地区含む。) ※2 各年12月31日現在(合併地区含まない。)

H24~R1年は従業員4人以上の事業所、R2~R3年は全事業所(個人経営を含まない。)

資料：工業統計調査(H24-R1)、経済センサス-活動調査(H27、R2)、経済構造実態調査(R3)

(2) 商業

本市は、「商都松本」と呼ばれ中信地域の基幹都市として、商業が発展してきました。

表２－３に示すとおり、近年、事業所数、従業者数、年間商品販売額は減少傾向が続いていましたが、平成２６年（２０１４年）から平成２８年（２０１６年）に掛けては、増加に転じました。

表２－３ 商業関連実績値の推移

| 区 分 | H19年 | H24年 | H26年 | H28年 | R3年 |
|-------------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
| 事業所数（箇所） | 3,538 | 2,589 | 2,500 | 2,712 | 2,699 |
| 卸売業計 | 1,044 | 840 | 814 | 893 | 881 |
| 小売業計 | 2,494 | 1,749 | 1,686 | 1,819 | 1,818 |
| 従業者数（人） | 26,993 | 19,348 | 19,539 | 22,000 | 22,479 |
| 卸売業計 | 10,170 | 7,512 | 6,948 | 8,020 | 8,116 |
| 小売業計 | 16,823 | 11,836 | 12,591 | 13,980 | 14,363 |
| 年間商品販売額（万円） | 1,295,502 | 985,769 | 892,335 | 1,061,823 | 1,013,713 |
| 卸売業計 | 962,642 | 760,796 | 609,033 | 767,176 | 737,322 |
| 小売業計 | 332,860 | 224,973 | 283,302 | 294,648 | 276,391 |

各年６月１日現在（H26年のみ７月１日現在）（合併地区含む。）

資料：商業統計調査（H19、26）、経済センサス-活動調査（H24、28、R3）

(3) 農業

表２－４に示すとおり、農業就業者は、平成１７年（２００５年）以降、減少が続いており、令和２年（２０２０年）までの１５年間で約５５パーセント減少しました。一方、７５歳以上の割合は、９．７ポイント増加しています。

今後も農業就業者の減少と高齢化が考えられます。

表２－４ 農業就業者人口の推移

単位：人

| 区 分 | H17年 | H22年 | H27年 | R2年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 就業人口合計 | 9,484 | 7,798 | 6,574 | 4,246 |
| 75歳以上 | 2,533 | 2,503 | 2,184 | 1,547 |
| 75歳以上割合 | 26.7% | 32.1% | 33.2% | 36.4% |

各年２月１日現在。合併地区を含む。

資料：農林業センサス

表 2 - 5 耕地面積の推移

単位:ha

| 区 分 | H17 年 | H22 年 | H27 年 | R2 年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 総耕地面積 (計) | 7,133 | 6,714 | 6,172 | 5,940 |
| 経営耕地面積 | 6,315 | 5,924 | 5,437 | 5,940 |
| 耕作放棄地面積 | 818 | 790 | 735 | — ※1 |

各年 2 月 1 日現在。合併地区を含む。

※ 1 耕作放棄地面積は令和 2 年の調査対象外

資料：農林業センサス

(4) 観光

表 2 - 6 に示すとおり、本市への観光利用者数は、令和元年（2019 年）まではほぼ横ばいとなっており、令和 2 年（2020 年）及び令和 3 年（2021 年）は、新型コロナウイルス感染症の流行による行動制限の影響により一時的に減少しましたが、令和 4 年（2022 年）は回復傾向が見られます。

本市の観光資源は、松本城や旧開智学校などの市街地から上高地や美ヶ原高原などの山岳地域まで、幅広い範囲に様々な種類があります。その中でも高原やスキー場、温泉といった恵まれた自然環境を活用した観光資源が多く、本市の大きな財産となっています。山岳観光都市として発展していくためにも、自然環境に配慮した観光への取組みを今まで同様に進めます。

表 2 - 6 観光利用者数の推移

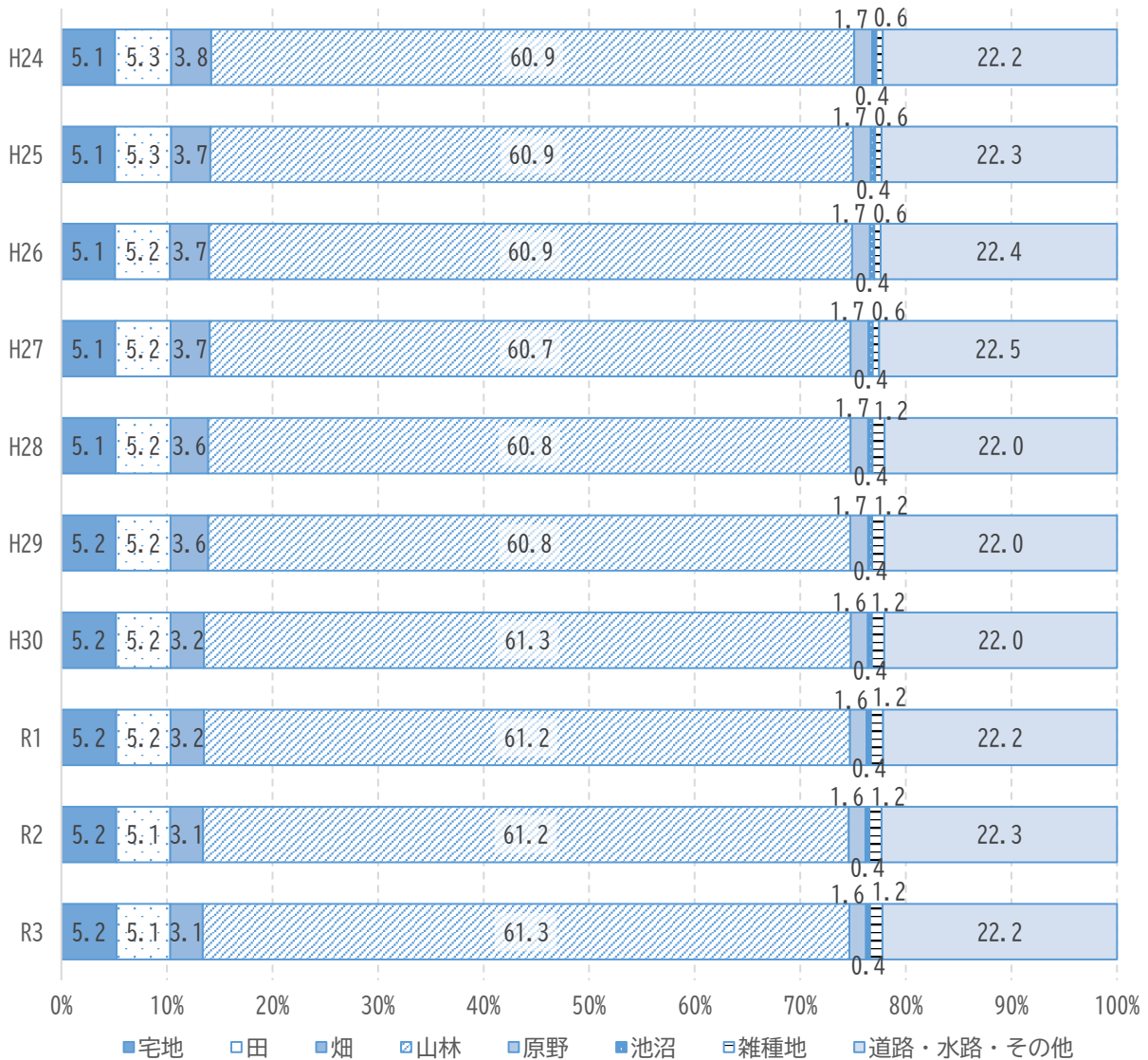
単位：人

| | H28 年 | H29 年 | H30 年 | R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 合計観光利用者数 | 5,115,958 | 5,122,699 | 5,074,507 | 4,974,149 | 2,546,241 | 2,628,196 | 3,771,482 |
| 松本城 | 989,258 | 921,199 | 887,707 | 912,449 | 377,901 | 384,796 | 664,482 |
| 美ヶ原温泉 | 554,400 | 534,600 | 525,700 | 515,700 | 326,900 | 328,000 | 404,300 |
| 扉温泉 | 101,500 | 103,900 | 103,100 | 94,400 | 81,700 | 79,700 | 81,500 |
| 美ヶ原高原 | 453,800 | 525,800 | 558,600 | 492,100 | 295,300 | 300,600 | 395,700 |
| 浅間温泉 | 658,000 | 644,300 | 632,000 | 596,000 | 350,200 | 410,000 | 544,800 |
| 美鈴湖 | 64,200 | 76,200 | 73,500 | 61,900 | 46,000 | 26,600 | 52,200 |
| 福寿草の里 | 35,900 | 53,100 | 49,900 | 47,500 | 13,340 | 15,500 | 17,800 |
| 奈川温泉 | 33,800 | 31,600 | 30,000 | 32,600 | 21,500 | 21,300 | 27,000 |
| 奈川高原 | 85,400 | 94,000 | 91,600 | 86,200 | 66,300 | 67,000 | 95,400 |
| 上高地 | 1,232,800 | 1,226,000 | 1,238,100 | 1,240,600 | 427,200 | 517,100 | 873,400 |
| 乗鞍高原 | 470,500 | 480,800 | 469,800 | 452,600 | 310,700 | 259,600 | 321,900 |
| 白骨温泉 | 244,200 | 231,000 | 219,500 | 241,300 | 137,300 | 113,400 | 165,700 |
| 梓川くだもの 道祖神の里 | 121,500 | 127,200 | 129,700 | 133,500 | 58,900 | 61,000 | 80,000 |
| 竜島温泉 せせらぎの湯 | 70,700 | 73,000 | 65,300 | 67,300 | 33,000 | 43,600 | 47,300 |

資料：松本市の統計

4 土地利用の状況

本市の地目別土地利用状況は、図2-4のとおりです。山林が約60パーセントを占め、宅地、田、畑はほぼ同じ割合となっています。



※ 保安林はその他に含む。

資料：松本市の統計

図2-4 地目別土地利用面積比率

第3章 ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

(1) 国の方針

ア 国のごみ処理の変遷

国は、循環基本法に基づき、平成14年度（2002年度）に循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、17のゴールと169のターゲットで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」が設定され、特に「ゴール12 つくる責任つかう責任」など環境分野においても多くの目標が関わっています。そのため、平成30年度（2018年度）に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの視点を踏まえながら、地域循環共生圏による地域活性化や、ライフサイクル全体での資源循環の徹底等の7つの方向性を定め、それぞれの将来像や数値目標の達成に向け、社会を構成する各主体の役割や、国が実施すべき具体的な取組みが示されました。

他にも、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年（2019年）10月施行）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年（2022年）4月施行）等により、様々な分野で廃棄物削減に向けた具体的な取組みを推進しています。

また、令和2年（2020年）10月には、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル・脱炭素社会」を目指すことが表明され、廃棄物分野においても、脱炭素化に向けた総合的な対策が求められています。

イ 取組目標

廃棄物処理法基本方針に定められている取組目標は、表3-1のとおりです。

表3-1 廃棄物処理法基本方針に定められる取組目標

| 指 標 | 目標年度 | 数値目標 |
|---|-------|--------------------|
| 排出量 | 令和7年度 | 16%削減 (平成24年度比) |
| 最終処分量 | | 31%削減 (平成24年度比) |
| 出口側の循環利用率 | 令和9年度 | 約28% |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 令和7年度 | 440g |
| 食品ロス調査を実施する市町村数 | | 200市町村 |
| 家電リサイクル法において特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者に引取義務のないものを回収している市町村の割合 | | 100% |
| 小型家電の回収に取り組む市町村の割合 | | 80% |

(2) 県の方針

ア 県のごみ処理の変遷

県は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間を計画期間とする「長野県廃棄物処理計画（第4期）」を策定し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正処理の確保に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）からは、令和7年度（2025年度）を計画年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」に基づき、「つくる責任、つかう責任」を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～を目指す姿として、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進、パートナーシップで課題を解決、脱炭素社会実現へのチャレンジの3つを重点方針として定めています。

長野県の1人1日当たりのごみ排出量は800グラム（令和3年度（2021年度））であり、1人1日当たりのごみ排出量が2番目に少ない都道府県となっています。

イ 取組目標

長野県廃棄物処理計画（第5期）に定められている取組目標は、表3-2のとおりです。

表3-2 「長野県廃棄物処理計画（第5期）」に定められる取組目標

| 指 標 | 目標年度 | 数値目標 |
|---|-------|-----------|
| 排出量 | 令和7年度 | 583,000t |
| 再生利用量の割合 | | 20.0% |
| 最終処分量 | | 47,000t |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | | 790g |
| うち、家庭系ごみ | | 406g |
| 災害廃棄物処理計画策定市町村数 | | 47市町村 |
| 信州プラスチックスマート運動協力店舗数 | | 新規登録200店舗 |
| 家庭での食品ロス削減の呼び掛けを行っている市町村数 | | 77市町村 |
| 外食での食品ロス削減の呼び掛けを行っている市町村数（残さず食べよう！30・10運動等） | | 77市町村 |
| フードドライブに関する取組みを行っている市町村数 | | 52市町村 |
| 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村数 | | 14市町村 |
| 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店舗数 | | 新規登録200店舗 |

(3) 本市の現状

ア 本市のごみ処理体制

(ア) 収集運搬

a 家庭系ごみ

家庭系ごみは、5 分別 2 5 区分の分別区分により、各地区に設置されているごみステーションに排出されるごみを直営又は委託により収集を行っています。そのうち、可燃ごみ、埋立ごみ、破碎ごみ及びプラスチック資源の 4 区分については「指定ごみ袋制度」を取り入れることでごみの分別の徹底とともに、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。





表 3-3 分別区分、排出方法、収集体制（令和 5 年 4 月 1 日現在）

| 分別 | 区分 | 排出方法 | 収集体制 | |
|-----------------------|----------------|------------|---|----|
| 1 可燃ごみ | 1 可燃ごみ | 指定ごみ袋 | 直営又は委託 | |
| 2 埋立ごみ | 2 埋立ごみ | | | |
| 3 破碎ごみ | 3 破碎ごみ | | | |
| 4 資源物 | 4 プラスチック資源 | プラスチック資源 | 直営 | |
| | | 大型プラスチック資源 | | |
| | 金属類 | 5 アルミ缶 | 市の回収袋 | 委託 |
| | | 6 スチール缶 | | |
| | | 7 その他金属 | ばら | |
| | 紙類 | 8 新聞 | 紐 <small>ひも</small> で縛る (雑誌その他紙類は、紙袋に入れて紐で縛って出すことも可) | |
| | | 9 雑誌その他紙類 | | |
| | | 10 段ボール | | |
| | | 11 紙パック | | |
| | 12 古布 | 中身が見える袋 | | |
| | 生きびん | 13 ビールびん | 段ボール箱 | |
| | | 14 ジュースびん | | |
| | | 15 一升びん | | |
| | 雑びん | 16 白色びん | 専用容器 | |
| | | 17 茶びん | | |
| | | 18 その他色びん | | |
| 19 小型家電 | 専用容器 | 直営 | | |
| 20 ペットボトル | | 委託 | | |
| 21 蛍光管・体温計 | | 直営又は委託 | | |
| 22 乾電池 | | | | |
| 23 スプレー缶・ライター・カセットボンベ | | 直営 | | |
| 24 廃食用油 | 専用容器 ペットボトル | 直営又は委託 | | |

| | | | | |
|--------|----|----------------|----|--------------|
| 5 粗大ごみ | 25 | 机 | ばら | 直営 (軒先収集) |
| | | ステレオ | | |
| | | ミシン | | |
| | | カーペット | | |
| | | スプリング製品 | | |
| | | ベッド枠 | | |
| | | 物干し台 | | |
| | | 物干し竿(金属製) | | |
| | | スキー・スノーボード用具一式 | | |

※ 「粗大ごみ」は、1分類1区分として整理

表3-4 指定ごみ袋の種類

| 区 分 | 可燃ごみ | | | | 破砕・埋立 (兼用) | | プラスチック 資源 | | |
|--------|---|----|---|----|--|----|---|----|----|
| | | | 落ち葉・ ^{せん} 剪定枝 | | | | | | |
| 容量 (ℓ) | 30 | 15 | 70 | 45 | 30 | 15 | 45 | 30 | 15 |
| 印刷文字色 | 赤  | | 緑  | | 青  | | 黄  | | |

b 一時多量ごみ、事業系ごみ

一般家庭から排出される一時多量ごみ及び事業系ごみのうち、一般廃棄物に該当するものは、松本市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼するか、各施設で直接持込みを受け入れています。

c 資源物集団回収と助成金制度

資源物のごみステーションにおける回収及び松本市リサイクルセンターへの直接持込みのほか、実施団体として登録した福祉施設やPTAなどが行う集団回収も行っています。

資源物の回収量を増やすため、ごみステーションでの回収及び集団回収により回収された資源物量に応じて、自治会や集団回収登録団体に助成金を支払っています。

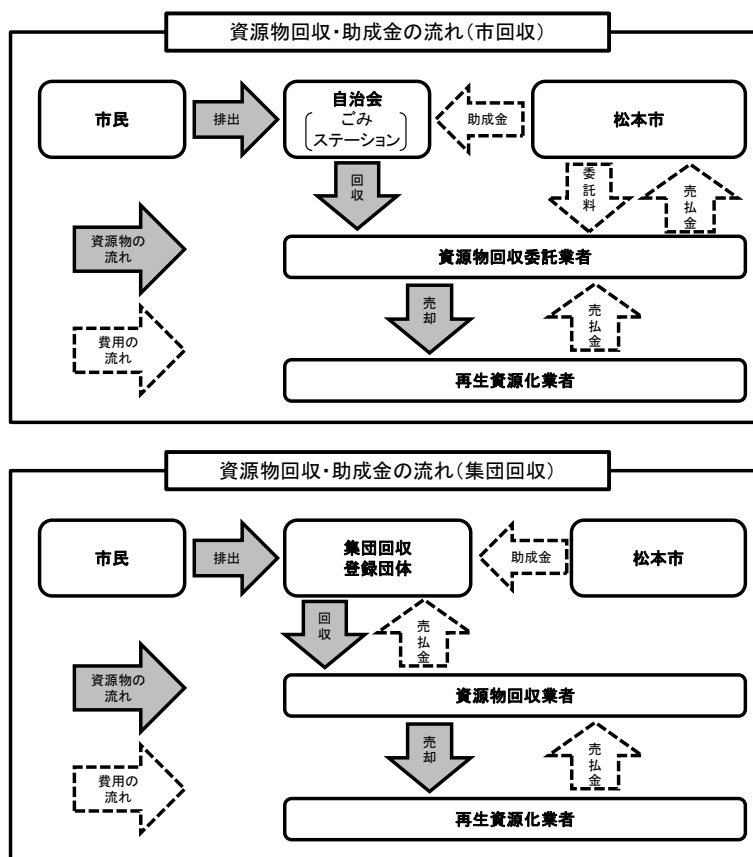


図 3 - 1 資源物助成金の流れ

d 資源物常設回収

紙類の再資源化を積極的に進めるため、ごみステーションでの月1回の回収に加え、平日（一部施設を除く。）の9時から17時までであれば、いつでも利用できる紙類の常設回収場所を市の支所・出張所などに設置し、回収を行っています。また、同じく家庭で調理に使われた植物性食用油の常設回収も市の支所・出張所などで行っています（一部施設を除く。）。

表 3 - 5 資源物常設回収場所 設置数

| 区分 | 紙類 | 廃食用油 |
|-----|-------|------------------------|
| 設置数 | 32 か所 | 40 か所 (民間店舗等1か所含む。) |

(イ) 中間処理

a 松塩地区広域施設組合における処理

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む。）、破碎ごみ及びプラスチック資源は、松本市・塩尻市・山形村・朝日村で構成する松塩地区広域施設組合が運営する松本クリーンセンターで中間処理を行っています。

可燃ごみは焼却して安定化・減容化します。発生した焼却残渣（焼却灰、飛灰）は松本市エコトピア山田（一般廃棄物最終処分場）の再整備により市内に埋立容量のある一般廃棄物最終処分場が無いことから、全量を県外の民間業者で再資源化又は埋立てにより委託処理しています。

可燃性粗大ごみ、破碎ごみはリサイクルプラザで破碎後、磁選機・粒度選別機により、鉄、アルミ、可燃物及び不燃物に選別し、鉄及びアルミは民間事業者へ売却、可燃物は可燃ごみとともに焼却、不燃物は埋立てを行っています。

プラスチック資源は、手動選別により再資源化不適物を取り除いた後、圧縮梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が入札選定した再商品化事業者へ引き渡しています。

b 本市における処理

埋立ごみは、松本市エコトピア山田の再整備等により、令和2年度（2020年度）から民間事業者へ中間処理（破碎）を委託しています。

また、回収された資源物のうち、一部は本市が運営する松本市リサイクルセンターで中間処理を行っています。

雑びん及びペットボトルは、それぞれ松本市リサイクルセンターで破碎又は圧縮梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が入札選定した再商品化事業者へ引き渡しています。なお、一部は民間事業者へ委託し、独自処理しています。

蛍光管は、松本市リサイクルセンターで破碎後、民間事業者へ委託し、蛍光管に含まれている水銀を回収するとともに、ガラス、金属を再生利用しています。

スプレー缶・ライターは、穴開け等による事故を防止するため、平成29年度（2017年度）から分別収集を開始し、民間事業者へ穴開け処理を委託しています。

(ウ) 最終処分

再資源化が困難な一部の焼却残渣及び陶磁器・ガラス類などの埋立ごみは、県外の民間事業者へ委託し、埋立処分を行っています。

(エ) 再資源化

a 市で回収を行う資源物

小型家電は、小型家電リサイクル法の認定事業者へ有価で引き渡し、国が認定した再資源化事業計画に基づき金属原料等として再資源化を行っています。

以下の品目については、民間事業者へ処理を委託し、再資源化を行っています。

○コンクリート製品：再生砕石等として再資源化

○大型プラスチック資源：フレーク等として再資源化

○乾電池：金属原料等として再資源化

○廃食用油：バイオディーゼル燃料として再資源化

その他、回収された資源物のうち、前述した中間処理を行う資源物、本項に記載した資源物以外は回収業者が直接民間事業者へ売却し、再資源化を行っています。

b 焼却残渣等の再資源化

松本クリーンセンターから発生する焼却残渣は、最終処分場の延命化を図るため、平成20年度（2008年度）から発生量の一部を県外の民間事業者に委託して、土木資材又は金属原料として再資源化を行ってきました。

松本市エコトピア山田（一般廃棄物最終処分場）の再整備により、令和3年度（2021年度）からは、焼却灰全量と飛灰の一部を県外の民間事業者に委託して、土木資材、金属原料及びセメント原料として再資源化しています。

c その他の再資源化等の事業

- 市の施設から排出される^{せん}剪定枝等を利用したバイオマス発電及び灰のセメント原料化
- 学校給食センターから排出される残渣の堆肥化
- 不用食器の再利用及びリサイクル原料化
- 松本クリーンセンターに持ち込まれた羽毛ふとんに使用されている羽毛をリサイクル原料化

イ 本市のごみ処理の流れ

令和5年度（2023年度）における本市のごみ処理の流れと処理実績（令和4年度（2022年度））は、図3-2、3-3のとおりです。



松本クリーンセンター

(単位：廃食用油…ℓ、粗大ごみ…台、その他…トン)

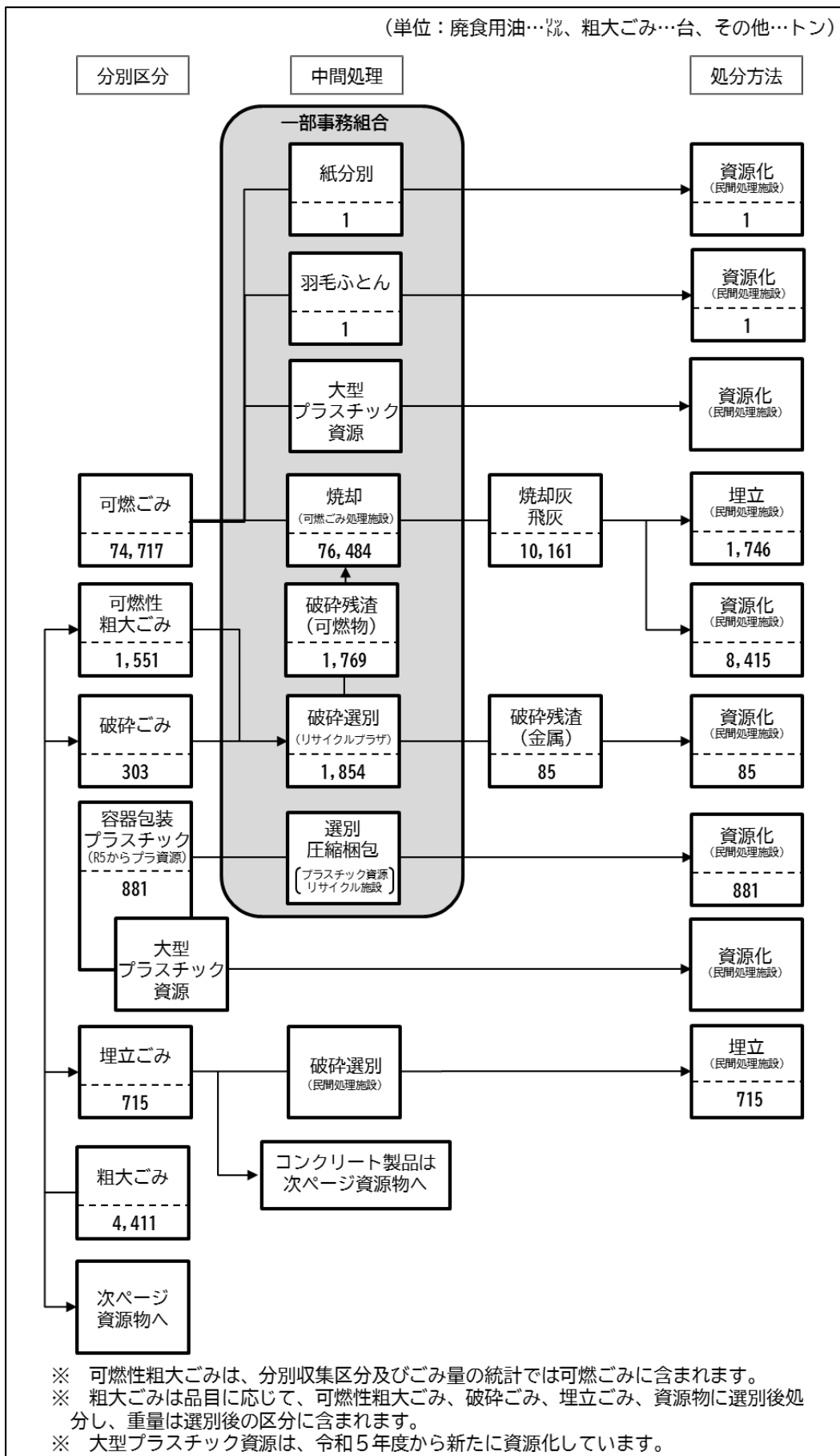


図3-2 可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、プラスチック資源及び粗大ごみの処理の流れ

(単位：廃食用油…kg、その他…トン)

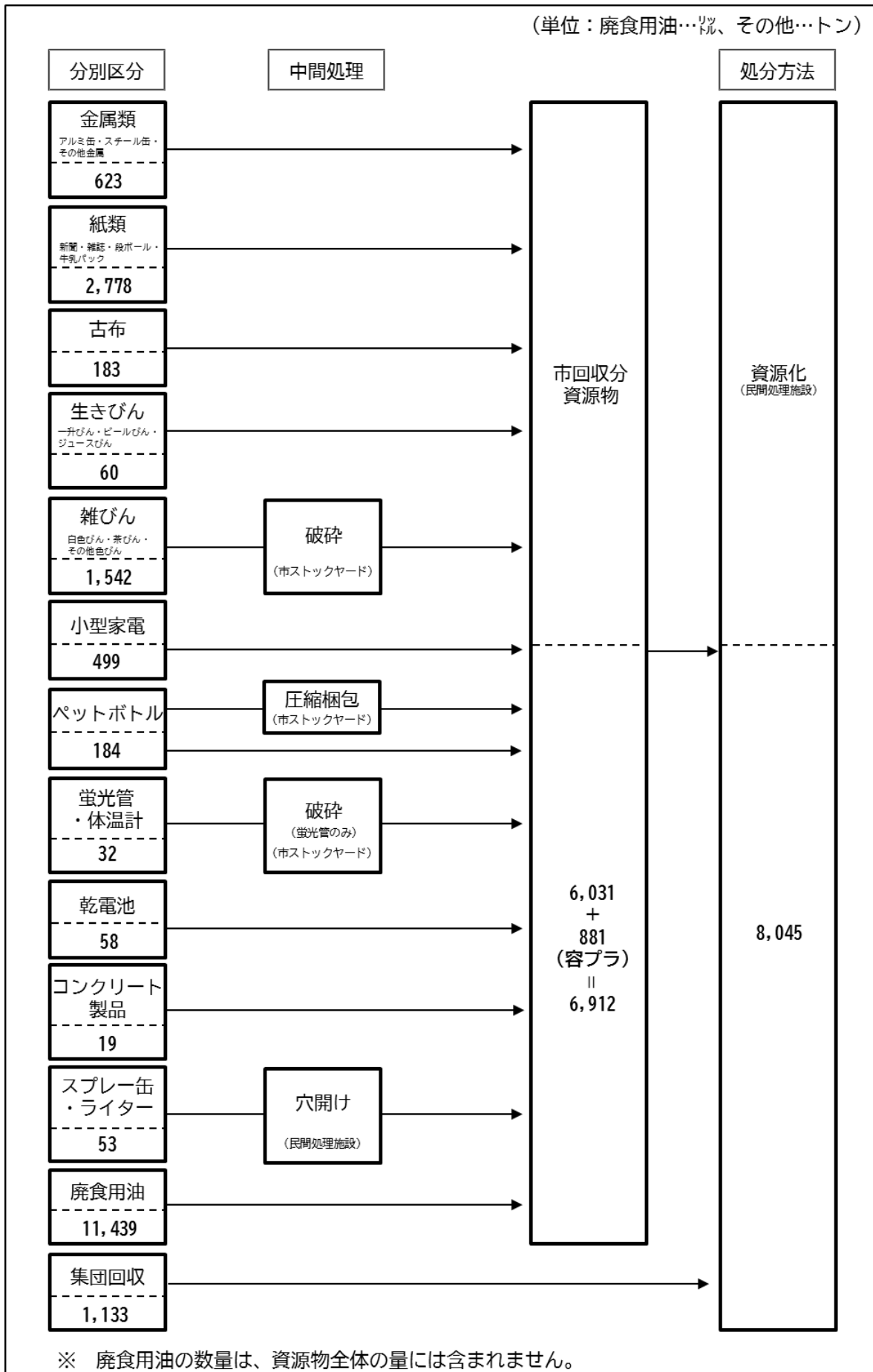


図 3 - 3 資源物の処理の流れ

ウ ごみ処理の実績

(ア) ごみ排出量の推移

図3-4のとおり、平成24年度(2012年度)以降、総ごみ排出量及び家庭系ごみ量(資源物量を含む)は、消費税増税前の経済活動が活発であったことなどにより微増したと考えられる令和元年度(2019年度)を除き、年々減少しています。一方で、事業系ごみ量は、平成24年度(2012年度)以降は減少傾向にあるものの、近年は横ばいとなっています。

また、人口の減少傾向もありますが、図3-5のとおり、1人1日当たりのごみ排出量についても、平成24年度(2012年度)以降は総量、家庭系ごみともに減少傾向となっています。

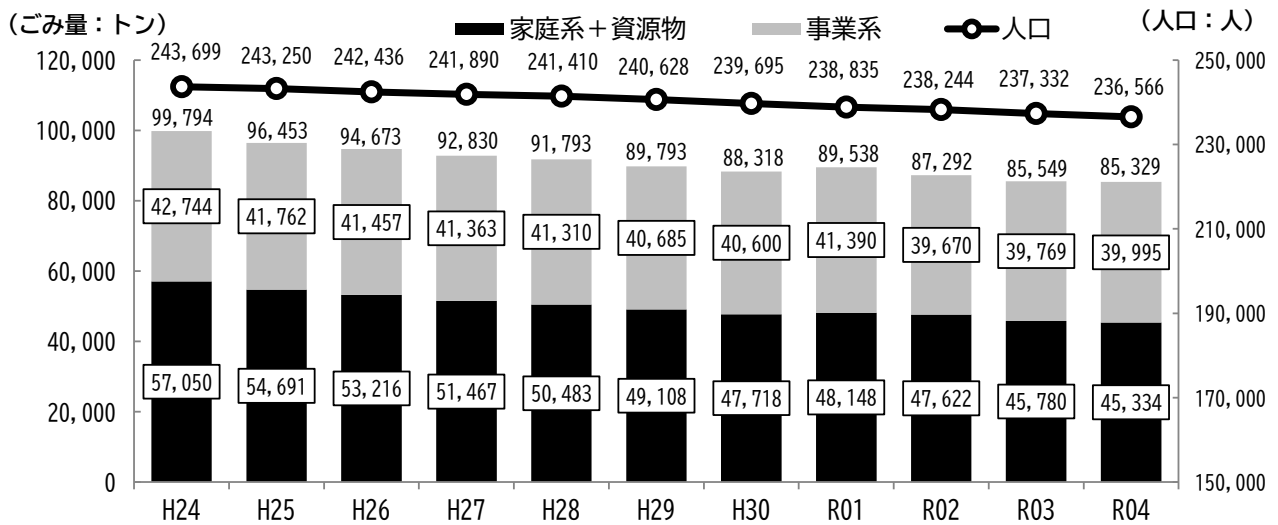


図3-4 ごみ排出量の推移

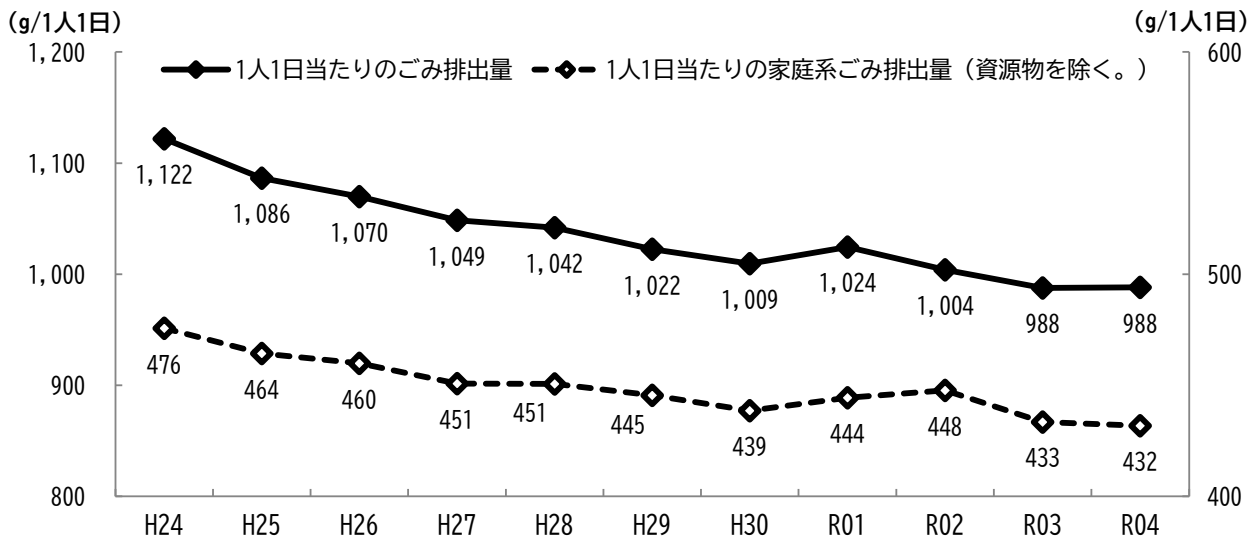


図3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

※ 本改訂に当たり、1人1日当たりのごみ量は外国人人口を含めた人口で再集計しています。

(イ) ごみ排出量の種類別内訳

図3-6のとおり、ごみ排出量に占める割合が最も高いごみは可燃ごみで89.4パーセントを占めています。

また、約1割を占める資源物は、図3-7のとおり、紙類が33.7パーセントで最も高くなっています。

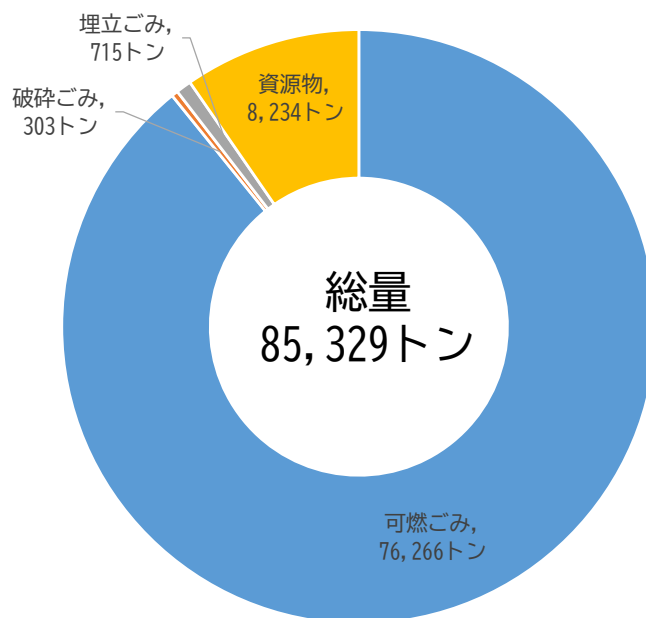


図3-6 ごみ排出量の種類別内訳

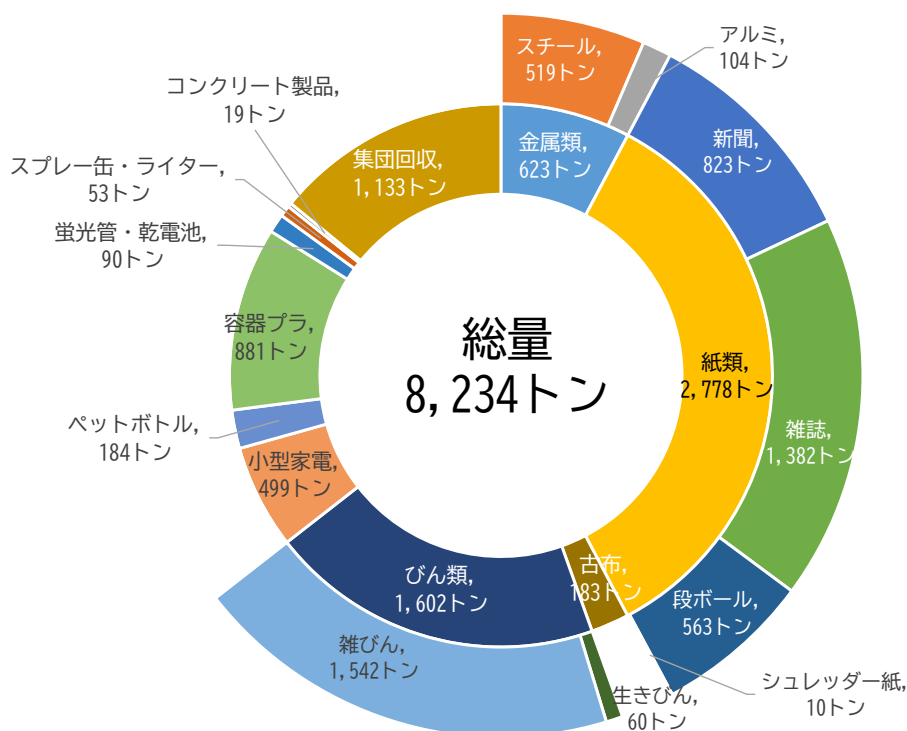


図3-7 資源物の種類別内訳

(ウ) リサイクル率及び最終処分量の推移

リサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の再資源化等）を含まない。）は民間事業者が設置する常設回収場所の増加などの理由から、図3-8のとおり市の収集に排出される資源物量が少なくなっているため、年々減少しています。

また、最終処分量は一部の焼却残渣の処分方法を再資源化から委託による埋立てに切り替えたことから、図3-9のとおり、平成26年度（2014年度）に2,000トン強増加していますが、それ以降は減少傾向にあります。

なお、令和3年度（2021年度）以降にリサイクル率（中間処理後再生利用量（灰の再資源化等）を含む。）が大幅に増加し、最終処分量が大幅に減少しているのは、松本市エコトピア山田の再整備に伴い、焼却施設で発生する焼却残渣の全量を民間事業者に外部委託処理しており、発生量の大部分（約8割）を再資源化しているためです。

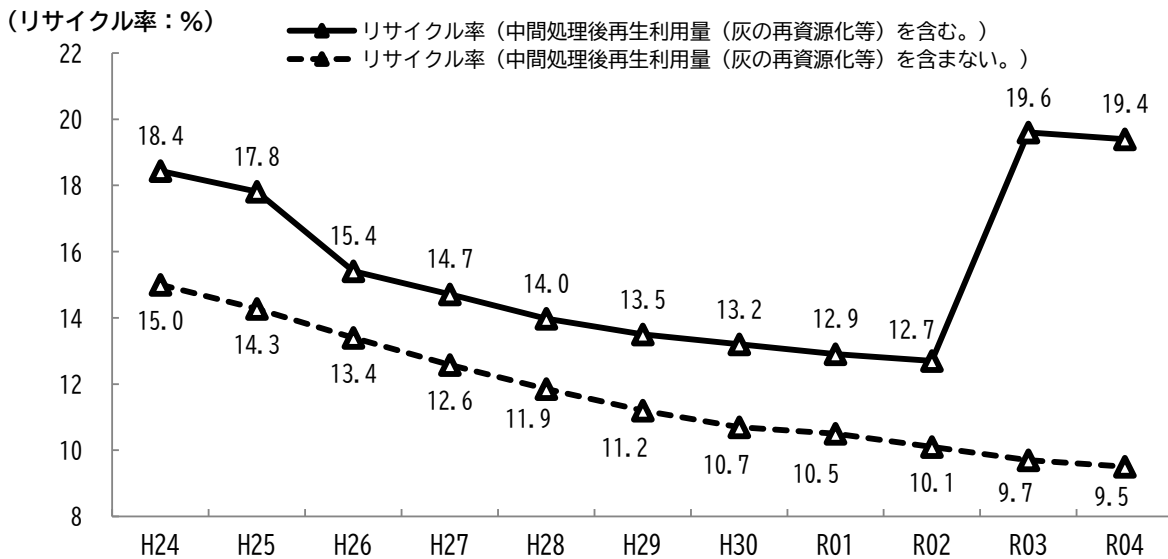


図3-8 リサイクル率の推移

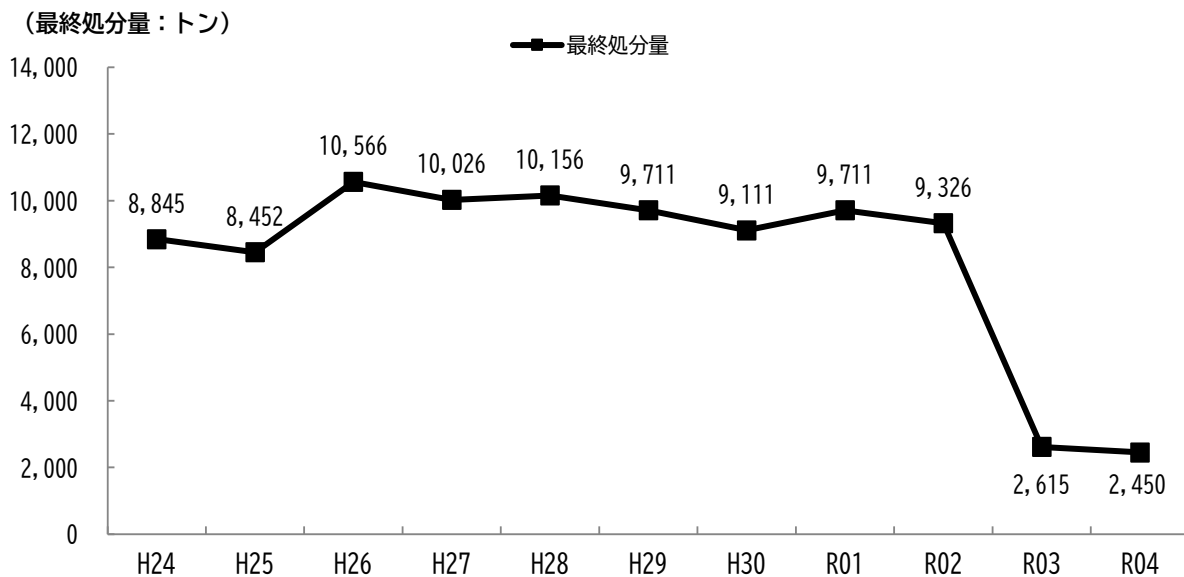


図3-9 最終処分量の推移

(エ) ごみの組成

a 家庭系ごみ

図3-10のとおり、家庭系可燃ごみでは生ごみの割合が38.8パーセントであり、そのうちの42.3パーセント、可燃ごみ全体の割合では16.5パーセントが食品ロスとなっています。この割合から換算すると、令和4年度（2022年度）には家庭から約6,000トンが食品ロスとして廃棄されたこととなります。

また、リサイクル可能なプラスチック類（容器包装プラスチック及びペットボトル）の割合が9.7パーセント、リサイクル可能な紙類の割合が19.7パーセントとなっており、食品ロスとリサイクル可能な資源物が家庭系可燃ごみに占める割合は4割を超えています。

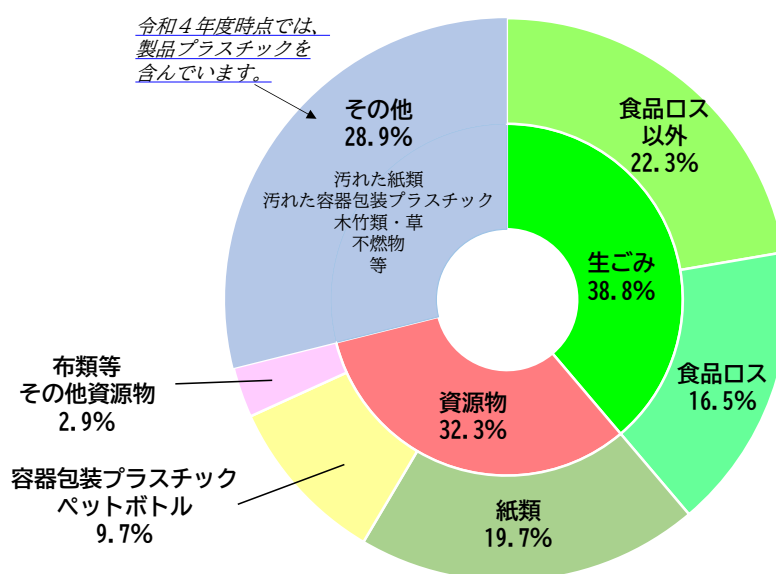


図3-10 令和4年度組成・食品ロス調査結果（家庭系）

b 事業系ごみ

事業系可燃ごみでは、各業態によって割合は異なりますが、食品ロスが17パーセント以上排出されており、家庭系可燃ごみよりもその割合が高い傾向にあります。

また、松本クリーンセンターで搬入規制しているリサイクル可能な紙類や産業廃棄物と考えられるプラスチック類が、いずれの業態でも2割以上混入しています。

集合住宅では、リサイクル可能なプラスチック類の割合が14.3パーセント、リサイクル可能な紙類の割合が21.6パーセントとなっており、家庭系可燃ごみと比べてリサイクル可能な資源物の割合が高く、分別が適正にされていない傾向となっています。

表3-6 令和4年度組成・食品ロス調査結果（事業系）

単位：％

| 区分 | 飲食店 | 小売店 | 宿泊施設 | 集合住宅 | 事業所 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 生ごみ 食品ロス | 56.0 | 51.7 | 49.9 | 40.5 | 23.8 |
| 食品ロス | 30.4 | 31.0 | 17.6 | — | — |
| 調理くずのうち可食部 | 4.1 | 2.1 | 0.8 | — | — |
| 食べ残し | 24.5 | 15.3 | 15.9 | — | — |
| 手付かず食品 | 1.8 | 13.6 | 0.9 | — | — |
| 調理くず | 25.0 | 19.8 | 31.1 | — | — |
| 食品以外 | 0.6 | 0.9 | 1.2 | — | — |
| 生ごみ以外 産廃混入 | 44.0 | 48.3 | 50.1 | 59.5 | 76.2 |
| プラスチック類 | 18.4 | 35.2 | 17.4 | 19.0 | 31.5 |
| リサイクル可能な割合（※） | 7.7 | 10.6 | 8.2 | 14.3 | 6.4 |
| 紙類 搬入規制 | 22.6 | 11.6 | 23.7 | 31.7 | 31.8 |
| リサイクル可能な割合 | 2.9 | 4.6 | 12.9 | 21.6 | 17.0 |
| 布類 | 0.2 | 0.0 | 4.0 | 3.7 | 3.6 |
| リサイクル可能な割合 | 0.2 | 0.0 | 4.0 | 2.9 | 0.9 |
| その他（木竹類、金属類等） | 2.8 | 1.5 | 5.0 | 5.1 | 9.3 |

※ 本市では事業系ごみに含まれるプラスチック類のうち、集合住宅から排出されるもの及び事業形態にかかわらず、個人消費のものは一般廃棄物に該当します。そこで、事業系ごみにおいても、一般廃棄物のリサイクル可能な割合を把握できる可能性があることから、分類したものです。

エ 本市のごみ処理経費

令和3年度（2021年度）における本市のごみ処理に係る経費は約21億3千万円で、市民1人当たり換算すると、8,993円となります。

1人当たりのごみ処理に係る経費は、全国平均が14,881円、県内19市の平均が9,607円となり、これらと比較すると、本市のごみ処理に係る費用は低い状況にあります。

オ ごみ処理の評価

(ア) ごみ排出量

本市のごみ総排出量は平成18年度（2006年度）に110,741トンと最も多く、それ以降は合併や地震による増加はありましたが、経年的な推移を見ると平成24年度（2012年度）以降は減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）のごみ総排出量は85,329トン、1人1日当たりのごみ排出量は988グラムとなっています（他自治体と比較ができる最新のデータである令和3年度（2021年度）は991グラムです）。

しかし、本計画に基づきごみ減量対策に取り組んできましたが、中間年度である令和4年度（2022年度）の目標ごみ総排出量81,177トン及

び1人1日当たりのごみ排出量948グラムは達成できませんでした。

また、長野県の1人1日当たりのごみ排出量は800グラム（令和3年度（2021年度））であり、1人1日当たりのごみ排出量が2番目に少ない都道府県となっていますが、図3-11のとおり、本市は県内19市の中ではごみ排出量が最も多い状況にあります。

更に、図3-12、3-13のとおり、全国の人口同規模自治体や中核市の排出状況と比較しても、本市のごみ排出量が多い状況にあります。

特に事業系ごみについては、令和4年度（2022年度）目標値33,999トンに対し、実績値が39,995トンと目標と実績の乖離が^{かい}大きく、他市と比較しても多い状況となっています。

本市は松本城や上高地などの観光資源を抱え、国内だけでなく海外からも旅行者が多数訪れる都市であること及び一般廃棄物収集運搬許可業者が収集している集合住宅を事業系ごみとして集計していることから、事業系ごみが多くなる傾向があります。

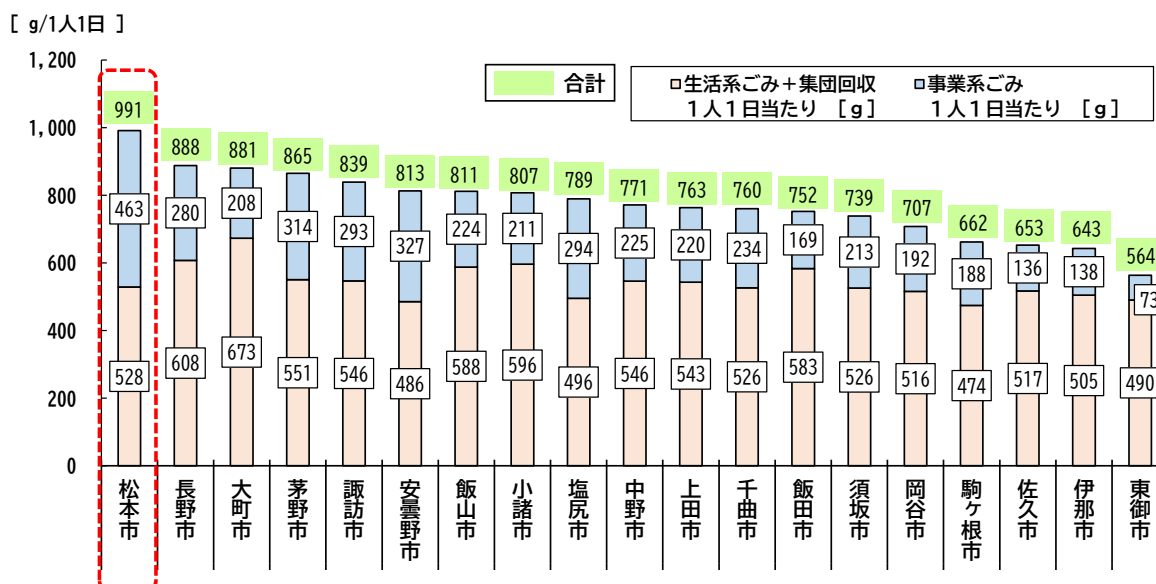


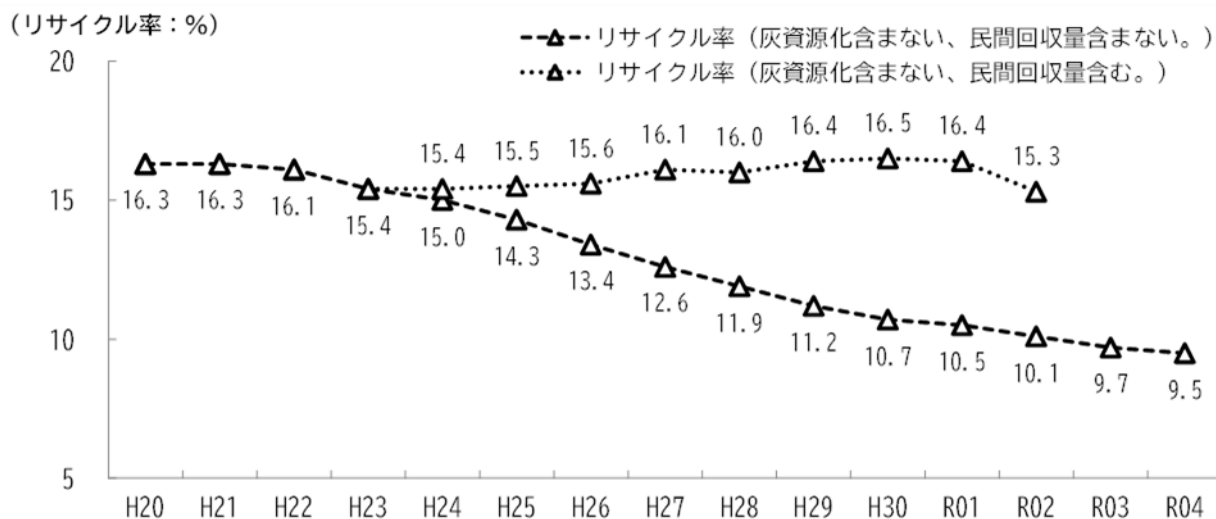
図3-11 県内19市の1人1日当たりのごみ排出量（令和3年度実績）

(イ) ごみ排出状況

灰の再資源化を含まないリサイクル率は平成20年度（2008年度）、21年度（2009年度）の16.3パーセントをピークに減少傾向であり、民間事業者が設置する常設回収場所が増加しているため、10年ほど前から市の収集に排出される資源物量が少なくなり、令和4年度（2022年度）は9.5パーセントとなっています。これは他市と比較しても低い数値ですが、一部の民間事業者の回収ボックスに排出される資源物量も含めて推計したリサイクル率は15～16パーセント程度を推移しており、ピーク時である平成20年度（2008年度）と同程度の水準となっていることから、市民のリサイクル意識の低下は見受けられません。

一方、組成調査の結果によると、家庭系ごみの中には食品ロスが16.5パーセント、リサイクルできる紙類及びプラスチック類などの資源物が32.3パーセントとなっており、更に分別の余地があります。

また、事業系ごみにはリサイクル可能な紙類や産業廃棄物と考えられるプラスチック類がいずれの業態でも2割以上混入しています。



※ H23 以前の民間回収量は把握していない。

図3-14 リサイクル率の推移

カ 本市の不法投棄量の推移

平成24年度（2012年度）以降の本市における不法投棄に関する現状は、図3-15のとおりです。

平成26年度（2014年度）以降、不法投棄量は20トン以下、件数は300件以下で推移しています。

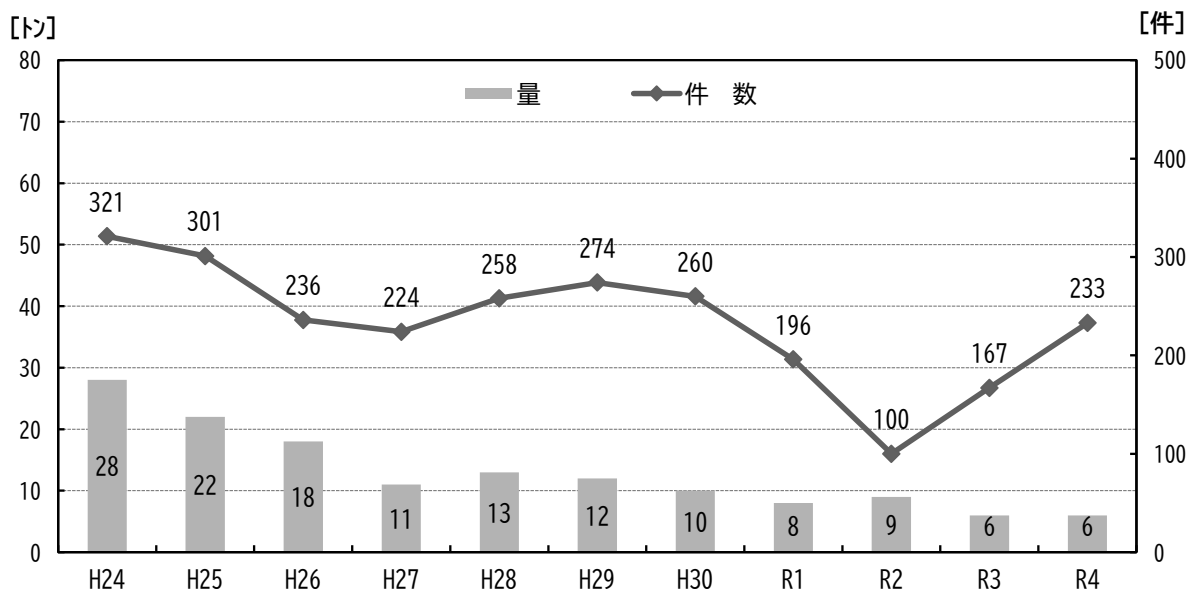


図 3 - 1 5 不法投棄量の推移

キ 本市の抱える課題

(ア) 事業系一般廃棄物の処理

本市における総ごみ排出量のうち約 4 6 パーセントが事業系ごみであり、長野県全体では総ごみ排出量のうち事業系ごみが占める割合は約 3 割であることからすると、他自治体と比べ、事業系ごみの排出量が非常に多い状況です。その理由として市内の事業者数が多いことが挙げられますが、事業系ごみの組成・食品ロス調査の結果や松本クリーンセンターに持ち込まれるごみの展開検査の結果によると、産業廃棄物や資源物の混入も見られることから、分別を徹底するなど、適正にごみを排出するよう事業者へ周知を行っていく必要があります。

また、本市は観光都市であり、訪れる観光客が多いことから、宿泊先などから排出されるごみ量が多くなっている現状もあるため、ごみの発生抑制や分別が行われるような環境整備が必要です。

(イ) 集合住宅から排出される家庭系ごみの処理

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部を一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系ごみとあわせて収集する場合があります。その場合には、事業系ごみとして集計しています。この集計方法が、事業系ごみが他自治体と比べて多い要因となっています。

また、集合住宅から排出される家庭系ごみが事業系ごみとして収集される場合、指定ごみ袋が使用されていないため、家庭系ごみと比べて適切な分別が行われずに、リサイクル可能な資源物が可燃ごみに混入している傾向が組成・食品ロス調査の結果から確認できることから、可燃ごみ量の増加の一因となっています。

(ウ) 家庭系ごみ排出量

資源物を除く 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量は、平成 2 4 年度

(2012年度)からの推移を見ると減少傾向にありますが、平成30年度(2018年度)以降は横ばいの傾向にあります。

令和4年度(2022年度)の組成・食品ロス調査の結果では、可燃ごみへのリサイクル可能な紙類やプラスチック類(容器包装プラスチック及びペットボトル)などの資源物の混入が見られるため、更なる分別の徹底が必要です。

また、これまで3Rの取組みを行ってきた品目以外についても、排出実態や最新技術の調査研究を行い、新しく分別することでごみ量が削減できる可能性のある品目を探る必要があります。

加えて、事業系ごみとして集計されている集合住宅から排出されるごみが、施策の展開により家庭系ごみとして集計されるようになると、家庭系ごみ量は増加することが考えられます。

(エ) リサイクル率の低下

民間事業者が設置する資源物回収ボックスが増加してきたことから、市が行う回収に排出される資源物量が10年ほど前から大きく減少してきています。しかし、民間事業者の回収ボックスに排出される資源物量も含めて推計すると、リサイクル率の低下は見られませんでした。その一方、可燃ごみ中にはまだ資源物として分別できるものが含まれており、資源物の安定的かつ適正な処理を行うことや自治会への助成金による還元という観点から、市が行う資源物回収の量を確保していく施策の展開が必要となります。

(オ) 最終処分先の安定確保

松本市エコトピア山田(一般廃棄物最終処分場)は、埋立物ごとに区画を分けて埋立てを行っていたことから、埋立可能年数が平成29年度(2017年度)末で残り8年となり今後の最終処分先の確保が喫緊の課題となっていました。そのため、平成30年度(2018年度)に複数の構想案の中から最終処分場の在り方について検討し、「より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図る」と方針決定したことから、再整備を行うために令和2年度(2020年度)末で廃棄物の埋立てを終了しています。

新たな最終処分場の建設、稼働までの再整備期間(令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)まで)は、自区内に埋立容量のある最終処分場がないことから、ごみの減量化を進めていくとともに、発生する埋立物(焼却残渣及び埋立ごみ)を複数の民間事業者に分散して処理を委託し、リスク分散を図りながら、安定的かつ適正に処理を行っていく必要があります。

(カ) ごみ分別に関する情報の発信

家庭系ごみについては、分別に対する理解は浸透してきていますが、他自治体と比較すると、本市のごみ量は未だに多い状況にあります。更にごみの減量を進めていくためには、分別方法の具体的な事例などを提示し、SNS

などを活用することで、より分かり易く、幅広い世代の市民の目に触れやすい方法で情報を発信していく必要があります。

2 処理施設

(1) 中間処理施設

ア 現稼働施設

現在、中間処理を行っている施設は、表3-7のとおりです。

松本クリーンセンターは、松本市・塩尻市・山形村・朝日村で構成する松塩地区広域施設組合が運営する施設で、平成11年度（1999年度）に供用を開始後、可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む。）、破碎ごみ及びプラスチック資源の中間処理を行っています。

松本市リサイクルセンターは、松本クリーンセンターが建設される以前に本市の可燃ごみを焼却していた松本市清掃センターの解体跡地に建設された施設で、平成20年度（2008年度）に供用を開始し、ごみステーションに出すことが困難な場合の資源物、埋立ごみ及び粗大ごみの受入施設として運営するとともに、ペットボトルの圧縮梱包を行っています。また、令和3年度（2021年度）からは、エコトピア山田再整備に伴い、処理施設を移設して蛍光管の破碎を行っています。

表3-7 中間処理施設

| 施設名 | 処理するごみの種類 | 処理施設 | 処理能力等 | 運営主体 |
|--------------|-----------------|-----------------------|---|--------------------|
| 松本クリーンセンター | 可燃ごみ | 可燃ごみ処理施設 | 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 150t/日×3炉 (合計450t/日) | 松塩地区 広域施設 組合 |
| | 破碎ごみ 可燃性粗大ごみ | リサイクル プラザ | 破碎機 35t/5h | |
| | プラスチック 資源 | プラスチック リサイクル 施設 | 手選別・圧縮梱包機 11t/5h | |
| 松本市リサイクルセンター | 蛍光管 | 蛍光管 破碎施設 | 破碎機 21,000本/7h | 松本市 |
| | ペットボトル | ペットボトル 圧縮施設 | 圧縮梱包機 2.8t/7h | |

イ 新施設建設計画

松本クリーンセンターは供用開始以来24年が経過していることから、松塩地区広域施設組合では、施設の老朽化による処理能力の低下や補修費用の

増加が想定されることを踏まえ、新しいごみ処理施設（中間処理施設）を建設する方針としています。

新ごみ処理施設の建設地については、地元住民の方々の理解を得て、現施設の隣接地とすることに決定しました。

そのような中で、新施設の建設に向けて、松塩地区広域施設組合では、令和4年（2022年）2月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和5年（2023年）2月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しています。

「新ごみ処理施設基本計画」では、表3-8のとおり、新ごみ処理施設の施設規模等を計画しています。

表3-8 新ごみ処理施設基本計画に記載されている施設規模

| 処理するごみの種類 | 処理方式 | 処理能力 |
|-----------------|------------------|-------------------------|
| 可燃ごみ | ストーカ式焼却方式 | 120t/日×3炉 (合計360t/日) |
| 破碎ごみ 可燃性粗大ごみ | 破碎 | 13t/5h |
| プラスチック資源 | 選別・圧縮梱包 | 13t/5h |
| 蛍光管・乾電池等の資源物 | 蛍光管：破碎 乾電池：保管 | 未定 |

(2) 最終処分場

ア 現稼働施設

計画期間内の平成30年度（2018年度）以降は、2つの一般廃棄物最終処分場を運営してきましたが、平成11年度（1999年度）から埋立てを開始した松本市安曇一般廃棄物最終処分場（合併前の旧安曇村が建設）は計画容量に達したことから、廃棄物の埋立てを終了しました。現在は、令和4年（2022年）3月に埋立処分終了届出書を提出し、廃止に向けた環境調査を実施しています。

また、表3-9で参考に記載した松本市エコトピア山田は、昭和45年（1970年）に埋立てを開始し、昭和60年度（1985年度）から昭和61年度（1986年度）に掛けて、浸出液処理施設の整備を伴う拡張工事を行い、周辺の環境にも配慮した管理型最終処分場として昭和62年度（1987年度）に供用を開始しました。

しかしながら、埋立物ごとに区画を分けて埋立てを行っていたことから、埋立可能年数が平成29年度（2017年度）末で残り8年となり今後の最終処分先の確保が喫緊の課題となっていたため、平成30年度（2018年度）に複数の構想案の中から最終処分場の在り方について検討し、地元住民

の方々の理解を得て、「より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図る」と方針決定したことにより、再整備を行うために令和2年度（2020年度）末で廃棄物の埋立てを終了しました。現在は、令和3年度（2021年度）から約2年間に渡って実施した既存廃棄物の移設工事を経て、令和5年（2023年）4月に埋立処分終了届出書を提出し、廃止に向けた環境調査を実施しています。

そのため、再整備の終了を予定している本計画期間最終年度の令和9年度（2027年度）までは、自区内に埋立容量のある最終処分場はありません。

表3-9 最終処分場（参考）

| 施設名 | 埋立面積[m ²] | 全体容量[m ³] | 残容量[m ³] (R5.3月末) | 運営主体 |
|------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|------|
| 松本市エコトピア山田 | 67,300 | 745,000 | 0※ | 松本市 |

※ 令和2年度末で廃棄物の埋立てを終了し、再整備中

イ 新施設建設計画

前述のとおり、松本市エコトピア山田は決定した方針に基づき、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）に掛けて「松本市エコトピア山田再整備全体基本計画」を策定し、再整備を行っています。

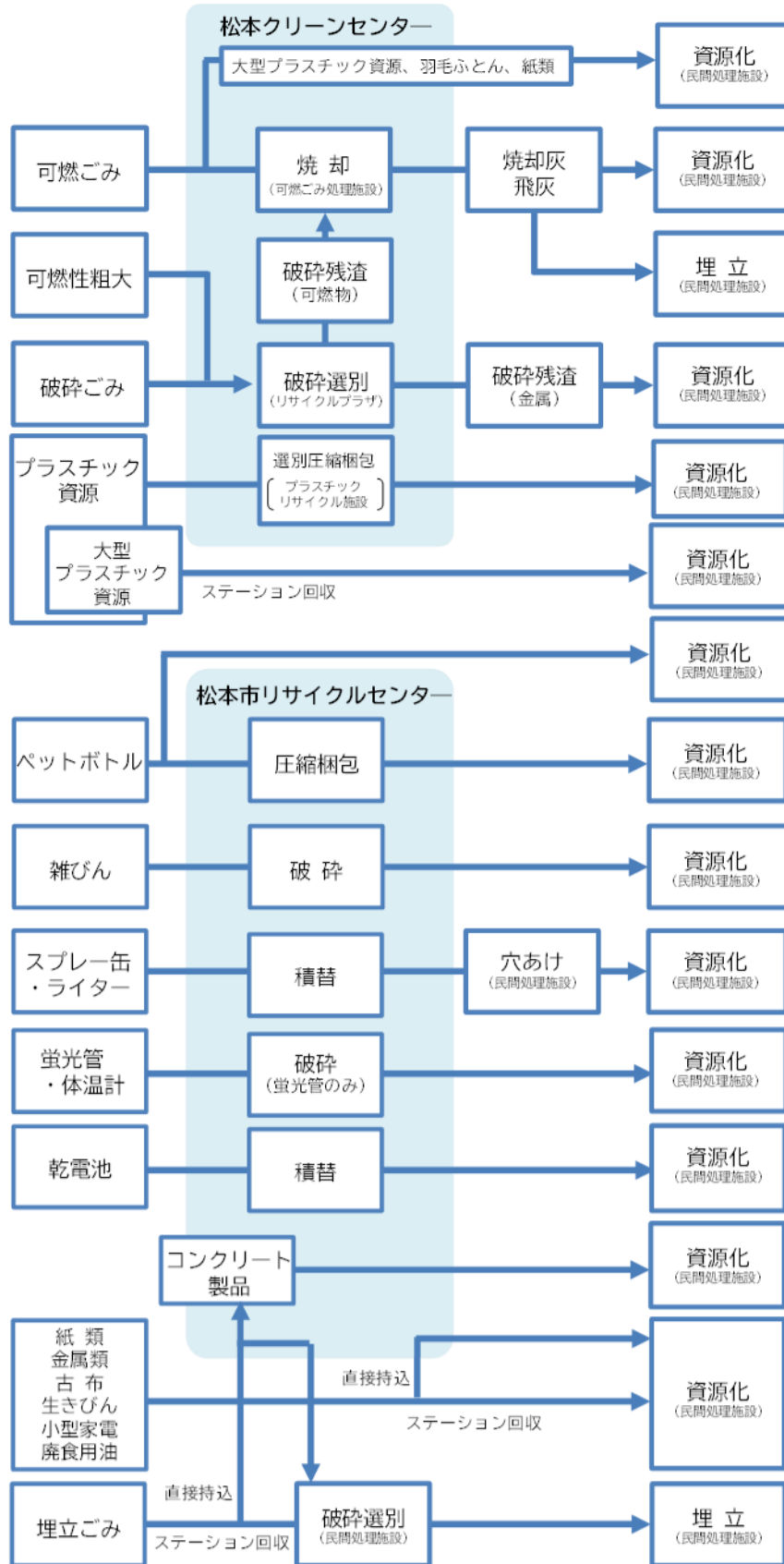
「松本市エコトピア山田再整備全体基本計画」では、現最終処分場の敷地内に新しい最終処分場を建設し、本計画期間の最終年度である令和9年度（2027年度）から稼働する予定としており、表3-10のとおり施設規模等を計画しています。

表3-10 松本市エコトピア山田再整備全体基本計画に記載されている施設規模

| 処理するごみの種類 | 施設規模 | 埋立可能期間 | 処理方式等 |
|--|---|---------|---------------------------|
| 焼却灰、飛灰固化物、 埋立ごみ <small>（災害廃棄物：場合によって埋立て）</small> | 埋立面積 約 21,000 m ² 埋立容量 約 213,000 m ³ | 約 17 年間 | オープン型最終処分場 サンドイッチ・セル方式 |

(3) 処理施設ごとのごみの流れ

各施設では、図3-16のようにごみの受入れと処理を行っています。



※ 粗大ごみは品目に応じて、松本クリーンセンター、松本市リサイクルセンターで受け入れています。

図3-16 処理施設ごとのごみ処理の流れ (令和5年度)

3 計画のめざすもの

(1) 基本理念

本計画は、上位計画である第4次松本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）における廃棄物分野の推進を担っています。

したがって、環境基本計画において松本市環境基本条例に基づき設定した基本理念の1つを本計画の基本理念とします。

— 基本理念 —

持続的発展が可能な社会の構築

(2) めざすまちの姿

環境基本計画において計画を支える5つの柱のうち、廃棄物処理に関連する2つの柱と同一のものとしします。

— めざすべきまちの姿 —

- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
- ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

(3) 基本方針

本計画の基本方針は、本市に携わる全ての人のごみを排出する際に「もったいない」という気持ちを意識して行動できるよう、以下のとおり設定します。

— 基本方針 —

3R徹底によるごみ減量の推進

(4) 各主体別の役割

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている廃棄物処理法基本方針では、国民、事業者及び地方公共団体の役割が明記されています。

また、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「廃棄物条例」という。）では、市民、事業者、行政（市）及び滞在者（通勤者、通学者、旅行観光客その他の滞在者）の責務を定めています。なお、松本市環境基本条例においても、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に向け、旅行者その他の本市に滞在する者（滞在者）の責務を定めています。

これらのことから、本市に携わる各主体が取り組むべき役割を表3-11の

とおり設定します。

表3-11 各主体別の役割

| | |
|----------------------|--|
| <p>市民の役割</p> | <p>①生活の中で環境に配慮した行動を選択し、自らが排出するごみ（一般廃棄物）の排出抑制に努めるとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。</p> <p>②市が設定する分別区分に応じて分別排出を徹底することにより、適正な循環的利用に対する取組みに協力する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた市民の責務】 第4条 市民は、自主的に一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図らなければならない。</p> <p>2 市民は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</p> |
| <p>事業者の役割</p> | <p>①事業活動に伴って生じる廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料や製造工程等を工夫すること、資源となるものに関しては有効活用することなど、自社から発生する廃棄物の発生抑制に努める。</p> <p>②廃棄物として排出するものは、適正な処理を実施する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた事業者の責務】 第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。</p> |
| <p>滞在者の役割</p> | <p>環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策（特に本計画では、廃棄物の発生抑制や循環的利用に係る施策等）に協力する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた滞在者の責務】 第6条 通勤者、通学者、旅行観光客その他の滞在者（以下「滞在者」という。）は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めなければならない。</p> |
| <p>行政の役割</p> | <p>①市内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握する。</p> <p>②一般廃棄物の排出抑制や再生利用に係る取組みを積極的に実施するとともに、情報提供や環境教育等を行うことで、市民等の自主的な取組みを促進する。</p> <p>③処分する一般廃棄物に対して、適正な中間処理及び最終処分を確保する。</p> <p>【廃棄物条例に定めた市の責務】 第3条 市は、あらゆる施策を通じて、環境への影響に配慮するとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進すること等による廃棄物の減量及び資源化の推進並びに適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関し情報の収集及び調査研究等に努めなければならない。</p> <p>3 市は、一般廃棄物の減量、資源化に関する市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する市民及び事業者等の意識の啓発を図るよう努めなければならない。</p> |

4 数値目標

令和9年度（2027年度）に向けた数値目標について、本改訂が中間見直しであること、2050ゼロカーボンシティの実現のためにも、目標の達成を目指して引き続きごみ減量化施策に取り組むこととしていることなどから、1人1日当たりのごみ排出量の目標値は計画当初から変更せず、以下のとおり設定します。

なお、年間のごみ排出量は、第2章「松本市の概要」の図2-2で示した人口推計を基に算出し直すため、表3-12のとおり変更します。

— 数値目標達成に向けたキャッチフレーズ —

減らそう！分けよう！チャレンジ30・10

— 1人1日当たりの事業系ごみ30%・家庭系ごみ10%の削減に向けて —

- 1人1日当たりの事業系ごみを平成24年度比で30パーセント削減
- 1人1日当たりの家庭系ごみを平成24年度比で10パーセント削減

表3-12 本計画に掲げる数値目標

| 数値目標設定項目 | 現 状 | | 目 標 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| | 基準年度 平成 24 年度 | 中間年度 令和 4 年度 | 目標年度 令和 9 年度 |
| ① 総ごみ量 [t/年] | 99,794 | 85,329 | 74,093 |
| | | | 平成 24 年度比 令和 4 年度比 |
| ② 1人1日当たりのごみ排出量 [g/1人1日] | 1,122 | 988 | 868 |
| | | | 平成 24 年度比 令和 4 年度比 |
| ③ 家庭系ごみ排出量 [t/年] | 42,309 | 37,289 | 36,534 |
| ④ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/1人1日] | 476 | 432 | 428 |
| | | | 平成 24 年度比 令和 4 年度比 |
| ⑤ 事業系ごみ排出量 [t/年] | 42,744 | 39,995 | 28,767 |
| ⑥ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/1人1日] | 481 | 463 | 337 |
| | | | 平成 24 年度比 令和 4 年度比 |
| ⑦ リサイクル率 [%] (中間処理後再生利用量(灰の再資源化量)は含まない。) | 15.0 | 9.5 | 12.0 |
| 【参考】 リサイクル率 [%] (中間処理後再生利用量(灰の再資源化量)を含む。) | 18.4 | (19.4) | (12.0) |
| ⑧ 最終処分量 [t/年] (参考：灰資源化量) 【最終処分対象物合計】 | 8,845 (3,395) 【12,240】 | 2,450 (8,415) 【10,865】 | 9,403 |
| | | | (0) 【9,403】 |
| 平成 24 年度比 令和 4 年度比 | | | |

5 施策の展開

(1) 施策の体系

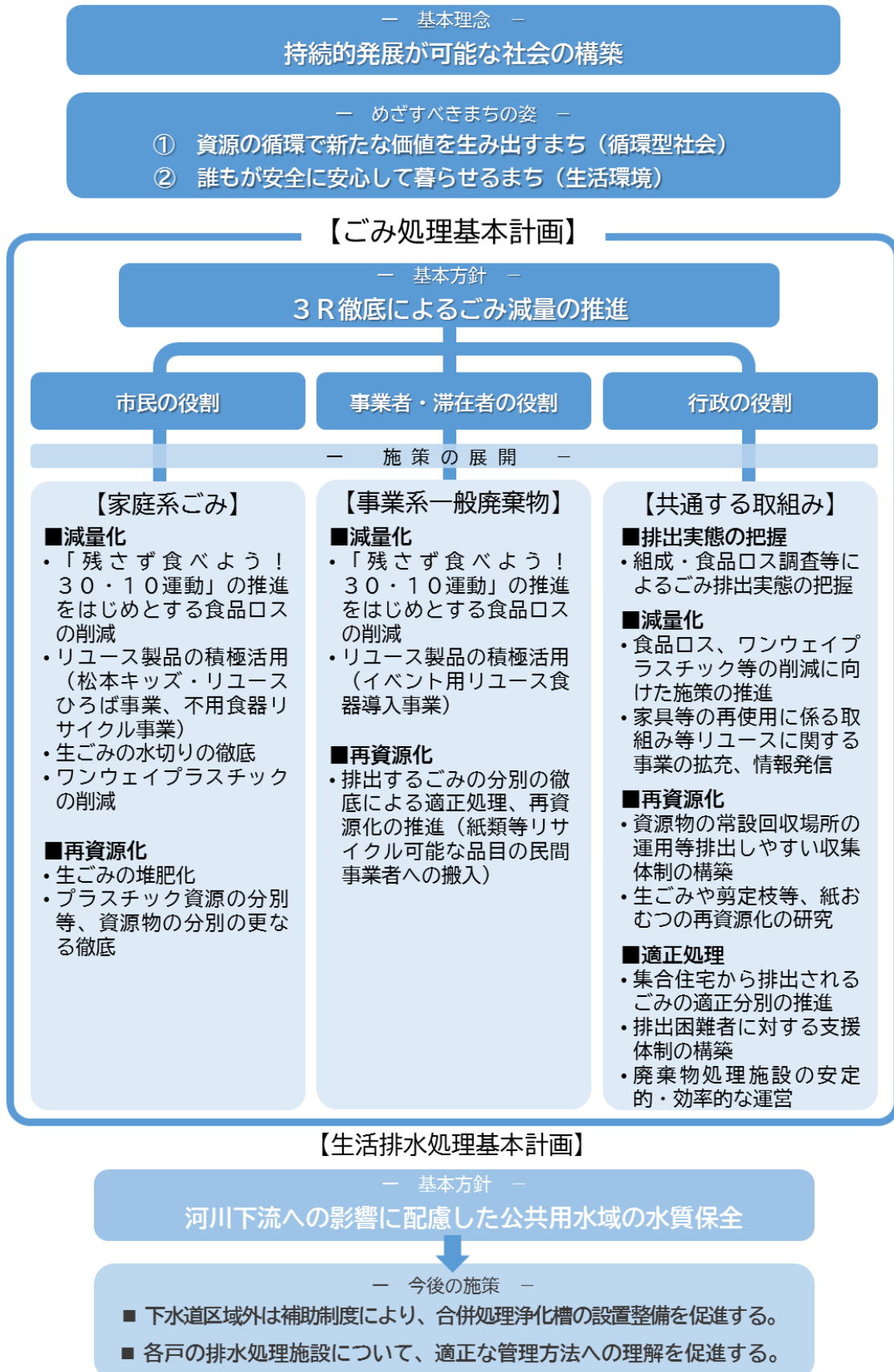


図 3 - 1 7 計画の概念図

(2) 家庭系ごみの減量

ア 排出実態の把握

(7) 組成調査等の実施 **継続**

3R（発生抑制・再使用・再生利用）の中でも、2R（発生抑制・再使用）の取組みを推進することができる品目を把握するため、本計画の計画期間開始年度（平成30年度（2018年度））から家庭系可燃ごみの組成調査及び食品ロス調査を年1回継続的に実施しています。

ごみの組成の経年変化を確認するため、今後も毎年継続的に同様の調査を実施します。

(1) 民間事業者の資源物回収ボックスにおける回収量の把握 **継続**

市の資源物収集から、常時排出できるなど市民にとって排出しやすい環境にある民間事業者が設置する資源物回収ボックスへ排出される傾向が強くなっています。今後、リサイクルに関する施策を展開する上では、市による回収だけでなく、民間事業者による回収実態の把握が必要であるため、民間事業者に対して排出量の聞取調査を実施します。

イ ごみの減量化に係る取組み

(7) 食品ロスの削減に係る取組み **拡充**

食品ロスの削減に関しては、これまでの取組みを一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、令和2年度に「松本市食品ロス削減推進計画」を策定しました。市民、事業者、関係団体、行政等が一丸となり計画に定めた目標の達成を目指します。

| | H28 (2016) 基準年度 | R12 (2030) 目標年度 | 削減率 | 削減量 |
|--------------|--------------------|--------------------|-------|----------|
| 市内食品ロス量（総量） | 10,349 t | 7,244 t | △30 % | △3,105 t |
| 1人1日当たり食品ロス量 | 117 g | 85 g | △27 % | △32 g |

家庭系ごみに含まれる食品ロスの減量に関しては、おうちで「残さず食べよう！30・10運動」として取組みを進めています。

◎冷蔵庫クリーンアップデー

毎月30日は冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を整理整頓する「冷蔵庫クリーンアップデー」としています。

◎もったいないクッキングデー

毎月10日は今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を活用して料理をする「もったいないクッキングデー」としています。

今後は、SNSを活用した情報発信や、食品小売店と連携した消費者啓発を行うとともに、より実践につながる施策の展開により、家庭系食品ロスの削減に努めます。

(イ) 子ども用品の再使用に係る取組み **継続**

ごみの減量化と子育て世帯の支援を目的として、短期間で使わなくなってしまう育児・子ども用品を市民から回収し、希望する世帯に無料で配付する「松本キッズ・リユースひろば事業」を実施しています。

今後も再使用の意識が市民に浸透し、より多くの子ども用品が必要としている世帯に渡るよう努めます。

(ウ) 不用食器の再使用に係る取組み **継続**

埋立ごみの減量と、限りある資源の有効活用を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、状態の良いものは希望する市民に無料で配布して、その他のものは資源としてリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施しています。

今後も市民団体と共に本事業が効果的に実施できるよう努めます。

(I) 環境教育の推進 **継続**

幼少期の園児や児童の環境に対する意識醸成を図るため、市内年長児及び小学3年生を対象に、ごみの分別や食品ロス削減をテーマとした参加型の環境教育を実施しています。また、大人向けには出前講座等による意識啓発に取り組んでいます。

今後は、幅広い年代への環境教育実施を検討するなど、市民1人1人の意識を高揚させるため、積極的な環境教育に取り組めます。

(オ) 水切りの推進 **継続**

可燃ごみの中には約3割の水分が含まれており、可燃ごみに多くの水分が含まれると、焼却施設における燃焼効率が悪くなるほか、収集車で使用する燃料が余分に消費されることとなります。そのため、家庭で可能な限り、生ごみの水切りを実施してもらうよう、水切り袋を配布するなどして意識啓発を図ります。

(カ) 家具等の再使用に係る取組み **拡充**

松本クリーンセンターや松本市リサイクルセンターに持ち込まれるごみの中には、まだ再使用できるものも数多くあることから、それらの再使用を進める取組みについて検討します。

また、近年多くの市町村が再使用に係るプラットフォームを活用し、家具等をごみとして排出する前に必要としている人の手元に届くような事業を展開しているため、早期の実施に向けて先進事例を参考としながら実現可能かつより効果的な手法について検討します。

(キ) ワンウェイプラスチックの削減に係る取組み **新規**

ごみの減量及びゼロカーボン推進に向け、「ワンウェイプラスチック削減ミッション」として、様々な場面での使い捨てプラスチックごみの削減に資する施策を展開しています。

マイボトルの利用促進やリユース可能なテイクアウト容器等の普及・定着により、使い捨て製品に依存したライフスタイルからの転換を促し、環境配慮に取り組む機運の醸成を図ります。

ウ 再資源化に係る取組み

(7) 生ごみや剪定枝葉等の有機物の再資源化に係る取組み **拡充**

昭和61年度(1986年度)から実施している生ごみ堆肥化機器等の補助金を継続するとともに、より多くの市民に普及できるような手法で生ごみの堆肥化講習会も引き続き実施します。

また、生ごみや剪定枝等は分別収集することにより、活用できる可能性があることから、再資源化の推進とゼロカーボンの両面から活用方法を検討します。

(イ) 不用食器の再生利用に係る取組み **継続**

埋立ごみの減量と、限りある資源の有効活用を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、状態の良いものは希望する市民に無料で配布して、その他のものは資源としてリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施しています。

今後も市民団体と共に本事業が効果的に実施できるよう努めます。

(ウ) 資源物の常設回収場所の運用 **継続**

平成23年度(2011年度)に市民が資源物を排出しやすい環境を整えるため、資源物の常設回収場所を設置し、運用しています。

市として資源物の収集量が減少傾向にある中で、市民が資源物を排出しやすいよう、今後も引き続き適正な運用に努めます。

(I) 小型家電の分別回収 **継続**

平成26年度(2014年度)から小型家電を分別回収し、再資源化を進めています。引き続き分別回収し、適正な再資源化に努めます。

(オ) 廃食用油の分別回収 **継続**

平成14年度(2002年度)から廃食用油を分別回収し、バイオディーゼル燃料として本市のごみ収集車両等に利用しています。

引き続き分別回収するとともに、分別回収した廃食用油の活用方法について研究を進めます。

(カ) プラスチック資源の分別回収 **新規**

容器包装プラスチックについては、平成16年度(2004年度)から試験的な分別回収を開始し、平成17年度(2005年度)から再資源化を実施してきました。2050ゼロカーボンシティの実現及び最終処分場の延命化のため、新たに、令和5年度(2023年度)から、可燃ごみとなっていた容器包装以外のプラスチック(製品プラスチック)について、容器包装プラスチックと合わせて「プラスチック資源」として一括回収し再資源化を行っています。

また、プラスチック資源の規格を超える一部の製品プラスチックを「大型プラスチック資源」として分別回収し、再資源化しています。

今後も引き続き分別回収し、適正な再資源化に努めるとともに、「大型プラスチック資源」については、分別収集品目の拡大について検討します。

(キ) 紙おむつの再資源化に係る取組み **新規**

家庭系可燃ごみの中には使用済み紙おむつが一定数量排出されており、更なる高齢化社会の進展によりこれまで以上に排出量が増加することが考えられます。

また、現在環境省においても、「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月)」を策定し、今後の紙おむつの再資源化の推進に向けた情報発信をしているところです。

そこで、すでに再資源化を実施している市町村、事業者への聞き取りを行うとともに、国や事業者等の動向を注視し、本市における家庭で排出される使用済み紙おむつの再資源化について研究します。

(ク) 地域と連携した3R拠点の充実 **新規**

ごみの減量化と3R意識を高めるため、地域及び町会等と協力し、3Rを起点とした地域コミュニティづくりのモデルケースの構築など、3R推進に向けて取り組みます。

エ 意識啓発・広報に係る取組み

(ア) 発生抑制に関する意識啓発 **拡充**

詰め替え商品の購入、使い捨てではなく長持ちするものの購入等のごみの発生抑制に配慮した取組みを市民が率先して取り組めるような情報を、SNS等の様々な媒体を活用してより多くの世代へ発信することにより、市民の意識啓発に努めます。

(イ) 分別に対する意識啓発

a 各家庭内の環境作り **継続**

最適なモデルケースの提示など、家庭内で分別を行いやすくなるような提案を行います。

b 広報の充実 **拡充**

現在行っている市ホームページや広報誌による情報発信、スマートフォン向けごみ分別アプリの配信、外国人向けごみ・資源物の分け方・出し方に加え、市公式LINE等の様々な媒体を活用してより多くの世代に対し、継続して広報を行います。

(3) 事業系ごみの減量

ア 排出実態の把握

(ア) 展開検査の実施 **継続**

現在、許可業者が回収した事業系ごみを搬入時に調査する展開検査を実施しています。

引き続き展開検査を実施し、事業系ごみの排出実態を把握します。

(イ) 事業系ごみ排出先の実態調査 **継続**

本計画の計画期間開始年度（平成30年度（2018年度））から事業系可燃ごみの組成調査及び食品ロス調査を年1回継続的に実施しています。

今後も毎年継続的に同様の調査を実施し、各事業所から出る事業系ごみの実態を把握することにより、事業系ごみの削減に努めます。

また、様々な場面で不適切な排出を行っている事業者を発見した場合には、当該事業者に対して適切な排出を徹底するよう指導していきます。

イ ごみの減量化に係る取組み

(ア) eco オフィスマつもと認定事業の推進 **拡充**

第4次松本市環境基本計画の5つの柱に基づき、ごみの減量化や気候変動への対策など、環境に配慮した取組みを実施している事業所を市が認定する「eco オフィスマつもと認定事業」を実施しています。

引き続き、認定のインセンティブ等を付与するとともに、市ホームページ等で取組みを紹介するなどにより認定事業所の増加に努め、事業系ごみの減量を目指します。

(イ) 食品ロス削減に係る取組み **拡充**

食品ロスの削減に関しては、これまでの取組みを一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、令和2年度に「松本市食品ロス削減推進計画」を策定しました。市民、事業者、関係団体、行政等が一丸となり計画に定めた目標の達成を目指します。

事業系ごみに含まれる食品ロスの減量に関しては、おそとで「残さず食べよう！30・10運動」及び「まつもとフードシェアマーケット」を進めています。

おそとで「残さず食べよう！30・10運動」

- ① 注文の際に適量を注文しましょう。
- ② 乾杯後の30分間は、席を立たず料理を楽しみましょう。
- ③ お開き前10分間は、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。

まつもとフードシェアマーケット

賞味期限、消費期限の切迫や、終売等の商慣習上の理由により廃棄の迫る食品をインターネットを活用して消費者とつなげるフードシェアリングサービスを推進しています。

おそとで「残さず食べよう！30・10運動」や食品ロスの削減に係る取組みを実施している飲食店・宿泊施設等（料理を提供する側）及び事業所等（料理をいただく側）を市が認定する「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」を実施しています。

推進店に対しては、食品ロスの削減に係る啓発品の他、食べ残しの持ち帰りを推進するグッズを提供し、一体的に更なる食品ロス削減に取り組めます。

(ウ) 集合住宅から排出されるごみの削減に係る取組み **追記**

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして収集されているケースがあり、事業系ごみが他自治体に比べて多い理由の1つとなっていることから、事業系ごみを削減するため、集合住宅においても家庭系ごみと同じ分別区分として排出することを目指し、適正処理の観点も踏まえて各主体と連携・協議しながら、家庭系ごみとしての収集・処理を念頭に実施可能な収集体制を含めて施策の手法を検討します。

（適正処理に関する事項に関連項目あり）

(I) イベント用リユース食器導入事業の推進 **新規**

飲食を伴うイベントにおいて多量に排出される使い捨て食器のごみを削減するため、「イベント用リユース食器導入事業」を実施しています。

イベント参加者がリユース食器を体感することにより、環境配慮に取り組む機運の醸成を図ります。

ウ 再資源化に係る取組み

事業者において再資源化に係る取組みが促進されるよう、以下のとおり取組みを進めます。

本市も、一事業者として再資源化に取り組めます。

(ア) 紙類の搬入規制などによる事業者の再資源化に係る取組み 継続 の促進

平成20年度(2008年度)から松本クリーンセンターへの再生可能な紙類の搬入を規制し、資源物として受入可能な民間事業者への搬入を求めています。また、木製品・木くずについても再資源化を行う民間事業者への搬入を促しています。

引き続き、リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促すことにより事業者の再資源化に係る取組みの促進に努めます。

(イ) 市公共施設の剪定枝等の再資源化に係る取組み 継続

市公共施設等から排出される剪定枝等の処理を民間業者に委託し、木質チップとしてリサイクルする「^{せん}剪定枝等資源化事業」を実施しています。

木質チップ供給先の整備等による資源の活用方法を再資源化の推進とゼロカーボンの両面から検討しながら、今後も本事業を継続的に実施します。

(ウ) 給食残渣の再資源化に係る取組み 継続

市内5か所(東部、西部、梓川、四賀及び波田)の給食センターから排出される給食残渣は、民間処理施設で堆肥化しています。

今後も給食残渣の堆肥化を継続的に実施し、資源となる生ごみ等を活用し、事業系ごみの減量に努めます。

(I) 市公共施設から発生する紙類の再資源化に係る取組み 新規 (製紙機の活用)

本市の事務事業で発生する廃棄書類はこれまで民間事業者で再生紙の原料として再資源化していましたが、令和元年度(2019年度)にセイコーエプソン株式会社製の再生紙を作ることができる製紙機を導入し、活用しています。

一事業者として紙類の発生を抑制しつつ、発生してしまった紙類については当該製紙機を活用した再資源化を行うとともに、環境教育の一環として製造した再生紙が市民の目に触れる機会を増やし、ごみの再資源化への意識醸成を図ります。

(オ) 紙おむつの再資源化に係る取組み

新規

福祉施設等から発生する事業系可燃ごみの中には使用済み紙おむつが一定数量排出されており、更なる高齢化社会の進展により、これまで以上に排出量が増加することが考えられます。

事業系の使用済み紙おむつは一事業所からまとめて排出されるケースが多いと考えられることから、使用済み紙おむつに係る収集体制等の構築は、排出事業者等の協力により家庭系ごみよりも容易となるものと考えられます。

そこで、家庭から排出される使用済み紙おむつと同様に、既に再資源化を実施している市町村、事業者への聞取りを行うとともに、国や事業者等の動向を注視し、本市において事業系可燃ごみとして排出される紙おむつの再資源化について研究します。

エ 意識啓発に係る取組み

(ア) 事業者への意識啓発

a 多量排出事業者への指導

継続

松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めている多量排出事業者に対しては、提出を義務付けている「ごみ減量行動計画書」を確認し、適切な指導を実施します。

b 中小規模の事業者への指導

拡充

事業系ごみの大部分を占める中小規模の事業者に対して、ごみの分別の分かり易い説明、ごみ減量の取組みの案内など、訪問による指導を実施します。

また、中小規模の事業者が町会の設置するごみステーションへ不適正排出することを防止するため、ごみステーションの排出状況を情報収集するなど、排出の実情を把握して排出者への指導につなげます。

c 新規事業者への指導

継続

新規に多量の廃棄物の排出が想定される事業者に対し、排出抑制のための指導を実施します。

d 過剰包装・使い切り商品の削減の呼び掛け

継続

市内の事業者に対し、取引先との過剰包装の削減のほか、使い切り商品ではなく、持続可能な商品の製造を呼び掛けます。

e 宿泊施設等への指導

拡充

事業者、特に民泊も含めた宿泊施設に対してごみの分別を促すため、「事業系ごみの分け方・出し方」の配布や訪問による指導などにより意識啓発に努めます。

(4) 災害廃棄物の処理に関する事項

継続

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災など、近年、地震や水害が頻繁に発生しており、それに伴い多量の災害廃棄物が発生しています。災害廃棄物は、一般廃棄物に該当することから、市町村に処理の義務があります。

本市においても、糸魚川-静岡構造線活断層による30年以内の地震発生確率は、13パーセントから30パーセントと推計されていることから、有事に備えて災害廃棄物の処理方針を明確化しておく必要があります。そこで、災害廃棄物の処理方針に関して平成30年度(2018年度)に「松本市災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、地震対策に主眼を置き策定しましたが、令和元年度(2019年度)の長野市の水害をはじめ、近年は全国的に水害が多発していることから、計画改定を行い、水害時において、問題となるアスベスト対策等の増補を行うことで計画の実効性を高めます。

特に、地震と風水害では初動時のタイムラインが異なるため、廃棄物の特徴、処理方法、発生量及び仮置場必要面積等を災害別に整理することで初動対応の精度を高めます。

(5) 適正処理に関する事項

ア 集合住宅における家庭系ごみの適正処理

継続

本市では、集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして収集されているケースがあり、事業系ごみが他自治体に比べて多い理由の1つとなっています。

また、組成・食品ロス調査の結果から、可燃ごみとして排出されている資源にできるものの割合が、家庭系可燃ごみよりも集合住宅から排出される可燃ごみの方が多くも分かっており、集合住宅の分別を推進することが必要となっています。

そこで、集合住宅においても、家庭系ごみと同じ分別区分として排出することを目指し、集合住宅の管理者や町会、平成28年度(2016年度)から実施している「ごみ収集業務のあり方検討会議」で関係団体と引き続き協議をしながら、家庭系ごみとしての収集・処理を念頭に実施可能な収集体制を含めて施策の手法を検討します。

イ 効率的な収集体制の整備

継続

現在の収集体制は、紙類などの資源物の収集回数が月1回程度と少なく、より出しやすい環境にある民間事業者の回収ボックスへ排出されている傾向にあります。しかし、民間事業者の回収ボックスが近くに無い、又は事業の撤退などで回収ボックスを廃止する場合がありますことから、市として安定的な回収を行っていく必要があります。今後は、より排出しやすい環境を整備するため、収集回数の見直しについて検討を行います。合わせて、収集回数の見直しにより地区のごみ当番の負担が増加することを防ぐため、効率的な収集が行えるよう分別区分の見直しについて検討する必要があります。

また、市以外で事業者が行う一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、既存の処理能力や今後のごみ量などの情勢を見据え、慎重に検討を行います。

ウ 排出困難者に対する支援体制の構築

継続

今後、更なる少子高齢化社会の進展などにより、ごみを地域のごみステーションに排出することが困難な人が増加することが予測されます。

現状では、介護保険制度によるサービス、障がい者福祉サービス、社会福祉協議会等の有償サービスのほか、地域コミュニティでの助け合いにより、町会ごみステーションへの排出に対する手助けが行われています。

このような共助、互助による支援を推進していくことを基本としつつも、更なる少子高齢化社会の進展や山間部のように近隣住宅が離れているなどの地理的条件により地域ボランティアが不足するなどの理由から自助、共助、互助だけでは解決できない場合に取り残される人がいないよう、市として戸別収集体制を構築するなどの公助の取組みについて、福祉部局等と連携して必要なニーズを把握し、他市の事例等も参考としながら、より効果的な施策を研究します。

エ ごみの有料化の検討

継続

国では、一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、廃棄物処理法基本方針の「地方公共団体の役割」において、ごみの有料化の推進を明確化しています。また、市町村がごみの有料化を導入する際に参考となるよう、令和4年（2022年）3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂しています。

本市では、前一般廃棄物処理計画に基づき、平成21年度（2009年度）に「松本市ごみ有料化検討委員会」を設置するとともに、庁内で検討を進めました。

その際、最終的には、市として「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、家庭系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施すること」と結論付け、ごみの削減に努めてきました。

平成23年度（2011年度）以降、収集体制やごみ処理施設の再整備などの状況が変化しており、本計画期間内に再度「ごみ有料化検討委員会」を開催するなど、十分に社会情勢等を考慮して、家庭系ごみの有料化について検討することとしていましたが、昨今の物価高騰の状況に鑑み、現段階では有料化による市民生活への更なる負担増は避け、資源化を優先すべきと考えています。なお、ごみの有料化については、集合住宅等の施策の手法を検討しつつ、ごみの削減状況や今後の社会情勢を鑑み、必要があれば適当な時期に判断することとします。

オ 不法投棄の防止

継続

不法投棄防止啓発用立て看板や不法投棄防止用フェンスを設置するとともに、不法投棄パトロール、環境美化巡視員及び環境指導員による巡回清掃指導等を引き続き実施します。

また、より多くの市民に普及できるような場所やイベントにおいてポケットティッシュを配布し、ポイ捨てや不法投棄に対する啓発活動を実施するなど、引き続き不法投棄の削減に向けた市民意識の高揚に努めます。

未然防止施策を実施しても不法に投棄されてしまった廃棄物については、警察と連携し、適切な対応を実施します。

力 廃棄物処理施設の安定的・効率的な運営

(ア) 新ごみ処理施設（中間処理施設）建設事業の推進

新規

可燃ごみ等の広域処理を行っている現松本クリーンセンターは平成11年度（1999年度）の供用開始以来24年が経過していることから、松塩地区広域施設組合（本市を含む2市2村で構成する一部事務組合）では、新しいごみ処理施設（中間処理施設）の建設について検討しています。

新ごみ処理施設の建設地については、地元住民の方々の理解を得て、現施設の隣接地とすることに決定しています。そのような中で、新施設の建設に向けて、松塩地区広域施設組合では、令和4年（2022年）2月には新ごみ処理施設基本構想検討委員会による提言をもとに「新ごみ処理施設基本構想」を、令和5年（2023年）2月には基本構想をもとに新ごみ処理施設の整備方針を定めた「新ごみ処理施設基本計画」を策定しています。

今後は、30年後の本市におけるごみ処理を見据えて、松塩地区広域施設組合と連携して新ごみ処理施設建設事業を進めます。

(イ) 最終処分場の安定的・効率的な運営

継続

本市が運営する松本市エコトピア山田（一般廃棄物最終処分場）の埋立可能年数が平成29年度（2017年度）末で残り8年となり今後の最終処分先の確保が喫緊の課題となっていたため、平成30年度（2018年度）に複数の構想案の中から最終処分場の在り方について検討し、地元住民の方々の理解を得て、「より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図る」と方針決定しました。

決定した方針に基づき、令和2年度（2020年度）末で現処分場への廃棄物の埋め立てを終了し、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）に掛けて「全体基本計画」を策定しました。今後も引き続き、本計画期間の最終年度である令和9年度（2027年度）に新処分場稼働できるよう、再整備事業を進めます。

また、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）は、自区内に埋立容量のある最終処分場がないことから、発生する埋立物（焼却残渣及び埋立ごみ）を民間事業者で適正に処理します。

なお、現状のごみ排出量では全体基本計画で定めた約17年間の埋立期間を確保できない可能性があることから、引き続き最終処分量を削減するようごみの減量対策を着実に行うとともに、主な埋立物である焼却残渣について民間事業者による再資源化の継続の必要性を研究するなど、新処分場の延命化施策について検討します。



第 4 章 生活排水処理基本計画

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) 本市の生活排水処理の流れ

本市では公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽（以下「生活排水処理施設」という。）による生活排水処理を推進しています。生活排水処理施設から公共用水域に排出する放流水に関しては、公共用水域の水質を保全するため、各施設において適正な排出に努めています。

一方で、汲^{くみ}取便槽のし尿や浄化槽汚泥等はあずさセンターで処理し、発生した脱水汚泥は松本クリーンセンターで焼却しています。また、処理水は公共下水道に放流しています。

本市における生活排水の処理フローは図4-1のとおりです。

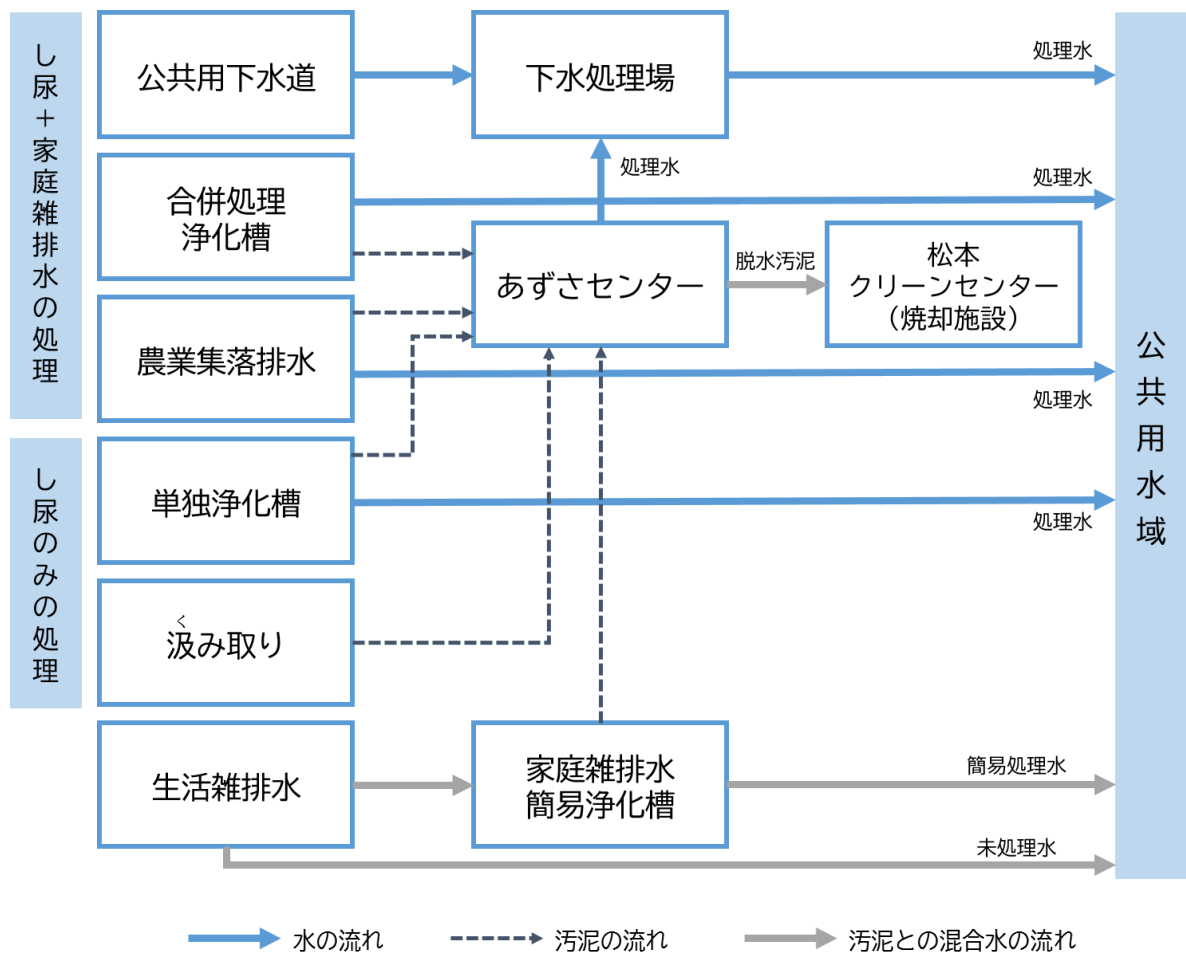


図4-1 生活排水の処理フロー

(2) 処理形態別人口

本市における生活排水処理形態別人口の推移は表4-1及び図4-2に示すとおりであり、このうち、し尿汲取人口は特に著しい減少傾向にあります。

家庭雑排水の適正処理率は増加傾向にあり、令和4年度（2023年度）末には総人口のうち99.2パーセントの人が公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により家庭雑排水を適正に処理しています。

表4-1 生活排水の処理形態別人口

単位：人

| 区分 | | 家庭雑排水適正処理 | | | 家庭雑排水未処理 | | |
|-----|---------|-----------|--------|---------|----------|-------|------------|
| 年度 | 総人口 | 下水道処理 | 農業集落排水 | 合併処理浄化槽 | 単独浄化槽 | し尿汲取 | 家庭雑排水適正処理率 |
| H26 | 241,680 | 228,418 | 1,224 | 8,526 | 1,273 | 2,239 | 98.5% |
| H27 | 241,112 | 228,222 | 1,202 | 8,112 | 1,253 | 2,323 | 98.5% |
| H28 | 240,276 | 227,782 | 1,212 | 8,040 | 1,139 | 2,103 | 98.7% |
| H29 | 239,519 | 227,844 | 1,166 | 7,297 | 1,129 | 2,083 | 98.7% |
| H30 | 238,647 | 227,771 | 699 | 7,230 | 921 | 2,026 | 98.8% |
| R1 | 237,837 | 227,384 | 699 | 7,260 | 487 | 2,007 | 99.0% |
| R2 | 237,484 | 227,647 | 699 | 7,031 | 471 | 1,636 | 99.1% |
| R3 | 236,345 | 226,838 | 668 | 6,759 | 450 | 1,630 | 99.1% |
| R4 | 235,720 | 226,573 | 638 | 6,665 | 426 | 1,418 | 99.2% |

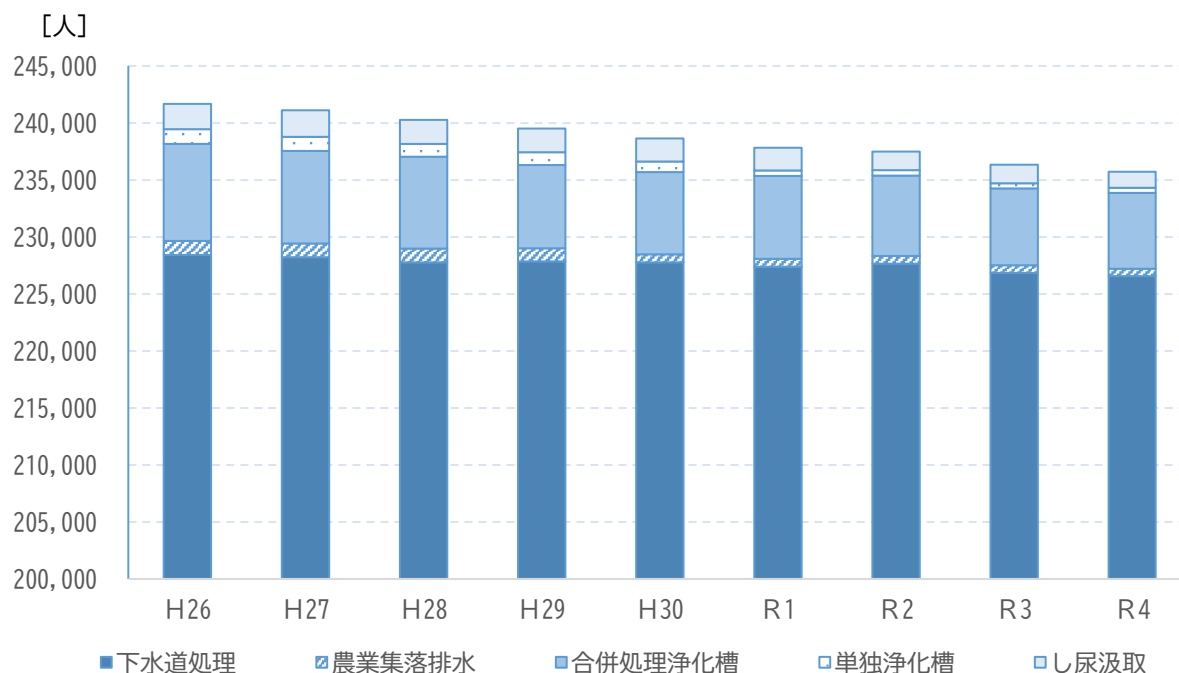


図4-2 生活排水の処理形態別人口

(3) 生活排水処理量の推移

あずさセンターへの投入量は、令和4年度（2023年度）でし尿が4,433.9キロリットル、浄化槽汚泥が3,410.0キロリットルでした。生活排水投入量の合計は、平成26年度（2014年度）から令和4年度（2023年度）に掛けて20パーセントに当たる約2,080キロリットルが減少していますが、これは公共下水道利用への切替えを含めた汲取人口の減少によるし尿投入量の変化が主な理由として考えられます。

本市の生活排水処理量の推移は図4-3のとおりです。

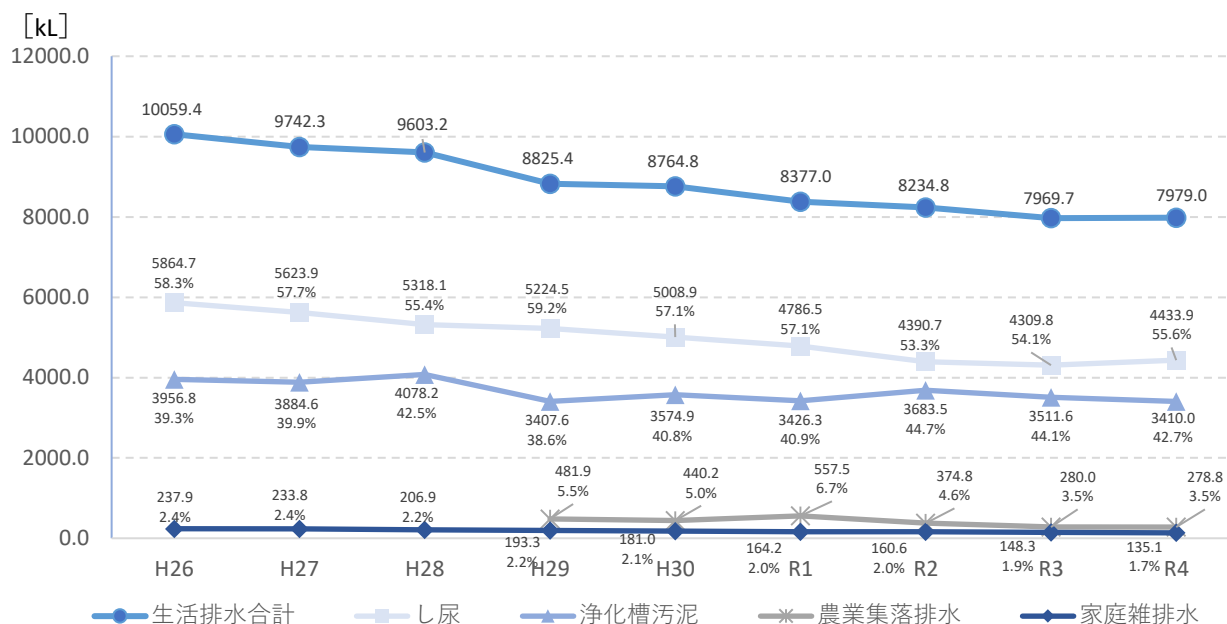


図4-3 生活排水処理量の推移

(4) 浄化槽設置数の推移

本市における浄化槽設置数の推移を表4-2及び図4-4に示します。

公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置が進んだことにより、単独浄化槽の設置数は減少傾向にあります。

表4-2 浄化槽設置数の推移

単位：基

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 2,974 | 2,975 | 2,922 | 2,912 | 2,910 | 2,785 | 2,762 | 2,657 | 2,647 |
| 合併処理浄化槽 | 2,499 | 2,509 | 2,503 | 2,500 | 2,510 | 2,466 | 2,451 | 2,354 | 2,350 |
| 単独浄化槽 | 475 | 466 | 419 | 412 | 400 | 319 | 311 | 303 | 297 |

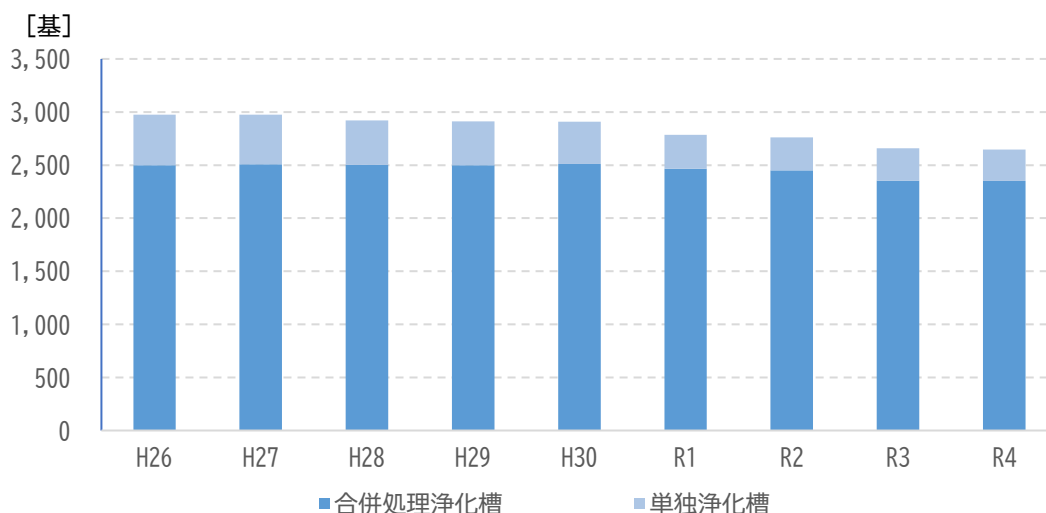


図 4 - 4 浄化槽設置数の推移

(5) 処理施設

ア し尿処理施設

あずさセンターは松塩地区広域施設組合が運営する施設で、平成元年に施設運用開始後、し尿及び浄化槽汚泥・家庭雑排水汚泥の処理を行っています。

表 4 - 3 し尿処理施設の概要

| 施設名 | 処理方式 | 処理能力 | 運営主体 |
|---------|-------------|----------|------------|
| あずさセンター | 脱水+簡易ばっ気+希釈 | 3 2 kL/日 | 松塩地区広域施設組合 |

イ 中間処理施設

あずさセンターで処理された脱水汚泥は、松本クリーンセンターで助燃材として有効利用されます。

表 4 - 4 中間処理施設の概要

| 施設名 | 形式 | 処理能力 | 運営主体 |
|------------|-------------------|--------------------------|------------|
| 松本クリーンセンター | 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) | 1 5 0 t×3 炉 4 5 0 t/日 | 松塩地区広域施設組合 |

ウ 最終処分場

脱水汚泥を焼却した後の残渣は、可燃ごみの焼却残渣とともに令和 2 年度 (2020 年度) までは松本市エコトピア山田 (一般廃棄物最終処分場) で埋立処分されていましたが、エコトピア山田の再整備に伴い、令和 3 年度 (2021 年度) からは県外の民間事業者へ委託し、埋立処分又は再資源化されています。

2 計画のめざすもの

(1) 基本理念

本計画は、上位計画である第4次松本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）において、生活排水がもたらす環境負荷の低減を担っています。

したがって、第3章のごみ処理基本計画と同じく、環境基本計画で設定した基本理念の1つを本計画の基本理念とします。

— 基本理念 —

持続的発展が可能な社会の構築

(2) めざすまちの姿

環境基本計画において計画を支える5つの柱のうち、生活排水処理に関連する2つの柱と同一のものとします。

— めざすべきまちの姿 —

- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
- ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

(3) 基本方針

本市は、信濃川水系の最上流に位置し、河川等公共用水域の水質保全に対する責任が重大であることから、基本方針を以下のとおり設定します。

— 基本方針 —

河川下流への影響に配慮した公共用水域の水質保全

(4) 施策の展開

本市では、総人口のうち99.2パーセントの人が家庭雑排水を適正に処理しており、生活排水処理施設の整備はほぼ完了しています。従前から行っている合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を用いて、更なる普及促進に努めるとともに、すでに整備されている合併処理浄化槽以外の施設についても適正な管理方法への理解を促進することが公共用水域の水質保全に重要になります。

したがって、以下の2点を今後の施策の重点として設定します。

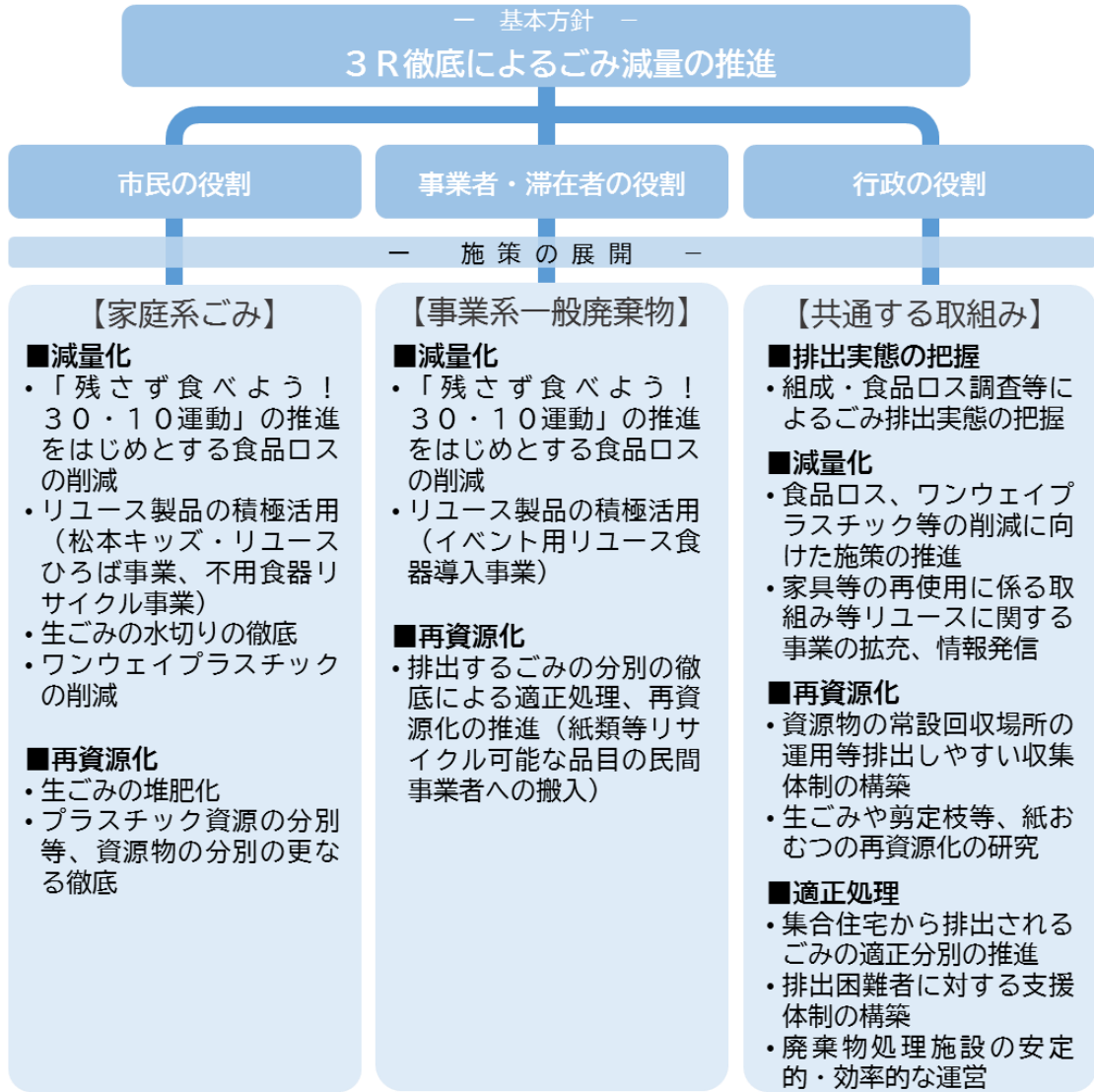
— 今後の施策 —

- 下水道区域外は補助制度により、合併処理浄化槽の設置整備を促進する。
- 各戸の排水処理施設について、適正な管理方法への理解を促進する。

— 基本理念 —
持続的発展が可能な社会の構築

- めざすべきまちの姿 —
- ① 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
 - ② 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

【ごみ処理基本計画】



【生活排水処理基本計画】

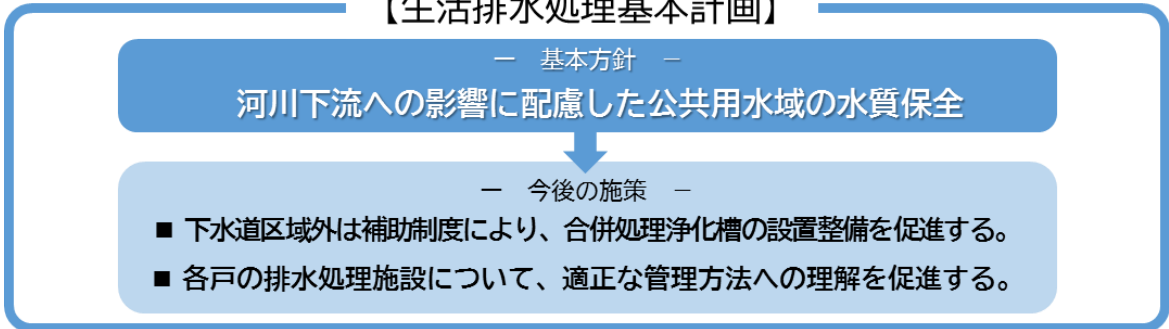


図 4 - 5 計画の概念図

3 今後の展望と将来予測

(1) 処理形態別人口について

し尿汲取世帯は、高齢者のみにより構成される世帯が多いことから、今後も減少が見込まれます。また、単独浄化槽についても、浄化槽法により新設が禁止されていることから、今後も減少していくものと思われま

す。本市の生活排水処理施設の整備は進んでいますが、経済的な理由から合併処理浄化槽の設置が困難な世帯もあるため、各戸の実情に見合った適正な管理方法の理解促進に努めます。

(2) 生活排水処理量について

し尿汲取人口の変化により、あずさセンターへのし尿投入量は減少が見込まれます。また、単独浄化槽や汲取便槽を使用する世帯から発生する家庭雑排水汚泥の投入量も、人口減等により減少していく見込みです。

浄化槽の設置数は減少傾向にあるものの、浄化槽法に基づく法定検査の強化による清掃汚泥の増加が見込まれることや、合併処理浄化槽の新設、汲取便槽からの切替え等を考慮すると、浄化槽汚泥の投入量は横ばいに推移すると考えられます。

生活排水処理量の見込みを図4-6に示します。

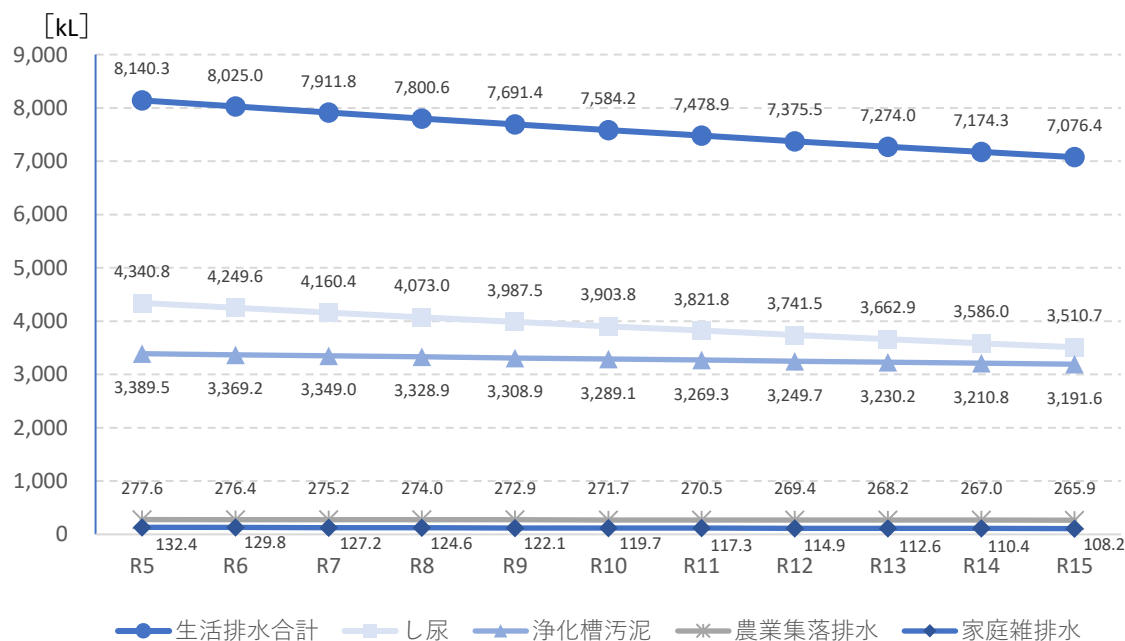


図4-6 生活排水処理量の見込み

第5章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1 計画の進行管理等

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、P D C Aサイクルによる適正な進行管理を実施します。

Plan

年度末に松本市一般廃棄物処理実施計画を策定

Do

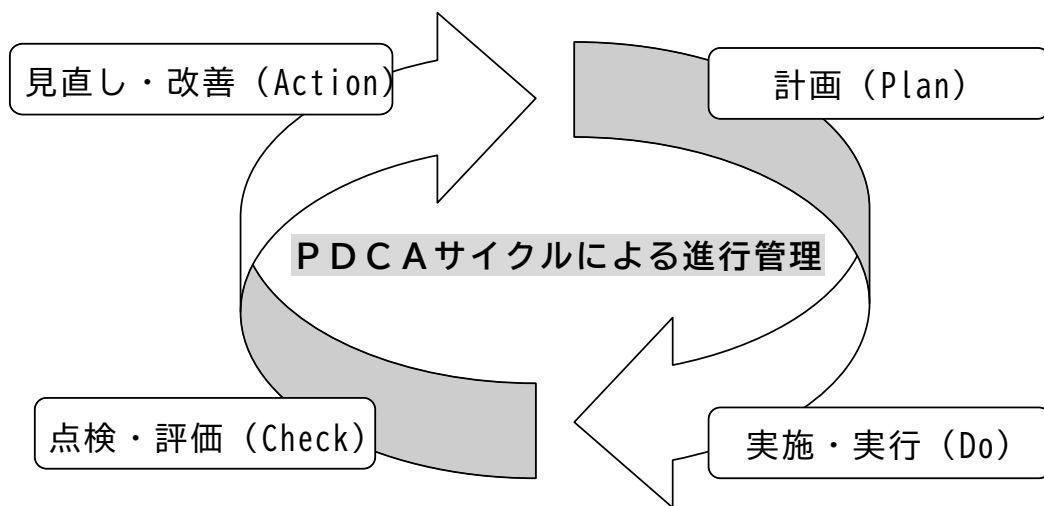
松本市一般廃棄物処理計画（令和5年度改訂版）及び松本市一般廃棄物処理実施計画に基づき、事業を実施

Check

松本市環境審議会において松本市一般廃棄物処理計画（令和5年度改訂版）を単年度評価

Action

実施計画及び予算において翌年度のごみ処理施策に対する実施内容を精査



(2) 施策の実施状況等の公表

各年度のごみ排出量及び施策の実施状況などを市ホームページ等により、市民に分かり易く公表します。

参 考 資 料

- 1 松本市のごみ処理行政の変遷
- 2 計画の策定経過等
- 3 環境審議会委員名簿
- 4 用語解説
- 5 年度別実績及び目標排出量

1 松本市のごみ処理行政の変遷

| 年 度 | 概 要 |
|--------|---|
| 大正15年度 | ・元町ごみ焼却施設建設 |
| 昭和16年度 | ・焼却施設市に移管 |
| 昭和39年度 | ・じん介ごみ、厨芥ごみ、不燃ごみの3分別収集開始 ・島内にバッチ式焼却炉完成(8月)能力60t/8h 管理棟完成(3月) ・可燃ごみ(じん介ごみ、厨芥ごみ)、不燃ごみの2分別収集に変更 ・ごみ容器を従来のごみ箱からポリ容器に順次切替 ・定時、定場所収集に順次切替 |
| 昭和41年度 | ・特別清掃地域(ごみ収集地域)28,087世帯 102,131人 |
| 昭和42年度 | ・特別清掃地域 32,932世帯 117,940人(76%) ・機械式バッチ式焼却炉増設(3月) 能力50t/8h ・特別清掃地域 33,493世帯 120,440人(77%) |
| 昭和43年度 | ・ごみの水分除去や排出方法の改善等について市民へPR ・旧市全域を週2回収集切替、ごみ箱収集廃止、定時、定場所収集に変更 |
| 昭和44年度 | ・特別清掃地域 35,599世帯 124,310人(80%) ・山田不燃物処理場供用開始(2月) 18,884㎡ ・不燃物収集を民間委託切替実施 |
| 昭和45年度 | ・特別清掃地域 35,800世帯 125,116人(78%) ・1市1町5村により西部し尿処理施設組合設立 |
| 昭和46年度 | ・特別清掃地域 37,776世帯 128,715人 ・特別清掃地域外 9,775人 合計収集人口 85% ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 ・ごみ収集人口 147,094人(89%) |
| 昭和47年度 | ・し尿処理施設用地として、島内島高松地籍に土地を買収、工事着工 ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則制定 ・収集地域を全人口の96.7%に拡大 |
| 昭和48年度 | ・減量対策のため業者委託による廃品回収施設設置 ・連続式焼却炉完成 150t/24h(タクマ炉) ・山田不燃物処理場85,930㎡拡張 ・収集地域を全人口の97.6%に拡大 |
| 昭和49年度 | ・あずさ衛生センター供用開始(6月) ・1市1町6村で西部環境衛生施設組合設立(管理村梓川村) ・可燃ごみ全市収集(市街地中心部週3回、周辺部の一部週2回) |
| 昭和50年度 | ・不燃物全市月2回収集 |
| 昭和51年度 | ・塵芥焼却処理の効率化を図るため24時間連続稼動を開始 |
| 昭和52年度 | ・ごみ量急増のため焼却施設整備計画を昭和52年度(1977年度)～昭和54年度(1979年度)に繰上げ ・ごみリサイクル運動推進市民会議発足 |
| 昭和53年度 | ・清掃センター焼却プラント建設着手、バッチ炉及び機械式バッチ炉撤去 ・可燃、埋立て、資源物の3分別収集に変更(資源物収集開始) |

| 年 度 | 概 要 |
|--------|--|
| 昭和54年度 | ・資源物リサイクル事業（還元金制度）開始 ・ごみリサイクル運動推進市民会議が中心となり市民へ分別徹底をPR ・廃プラスチックの分別収集開始（10月） |
| 昭和55年度 | ・連続炉運転開始（三菱炉） 150t / 24h × 2炉 ・家庭雑排水処理槽設置補助開始 |
| 昭和56年度 | ・山田不燃物処理場で埋立専用大型重機（ランドフィルコンパクター）購入 |
| 昭和58年度 | ・簡易ごみ焼却炉購入補助金交付制度開始 |
| 昭和59年度 | ・有害ごみ分別収集開始（乾電池・体温計） ・散乱空き缶等対策事業開始 |
| 昭和60年度 | ・山田不燃物処理場敷地拡張（買収及び賃借） ・家庭雑排水浄化槽の汚泥収集開始 ・家庭雑排水浄化槽を公共下水道区域外新築家屋に設置義務付け |
| 昭和61年度 | ・資源物リサイクル事業助成制度（助成金）開始 ・堆肥化処理容器購入費補助金交付制度開始 |
| 昭和62年度 | ・山田不燃物処理場施設整備完成 ・無料ごみ（家庭系）と有料ごみ（事業系）の車両の専用化 |
| 昭和63年度 | ・あずさセンター施設更新工事完成 |
| 平成2年度 | ・ごみ減量推進松本市民会議発足 |
| 平成3年度 | ・委託業者（家庭系）と許可業者（事業系）の分離 ・粗大ごみの家庭収集制度開始（5品目） |
| 平成4年度 | ・ごみ等集積施設整備事業補助金交付制度開始 ・ごみ減量推進行動計画の策定 ・小学校23校に空缶プレス機設置 ・ごみ処理基本計画を策定 |
| 平成5年度 | ・資源物（金属）からアルミ製品分別の開始 ・統一指定ごみ袋モデル事業実施（1回目） ・リサイクル事業助成制度で再生トイレットペーパー現物支給実施 |
| 平成6年度 | ・環境基本法施行 ・ごみ多量排出事業所にごみ減量計画策定と実行の要請 ・粗大ごみ4品目追加 ・統一指定ごみ袋モデル事業実施（2回目） |
| 平成7年度 | ・統一指定ごみ袋制度導入 ・「ごみ・資源物の分け方・出し方」を6か国語で作成 |
| 平成8年度 | ・統一指定ごみ袋制度実施 ・ごみ処理辞典「ごみだす」を作成 |
| 平成9年度 | ・容器包装リサイクル法施行 ・松本市買い物袋持参運動推進市民の会の設置 ・簡易ごみ焼却炉購入補助金交付制度廃止 |
| 平成10年度 | ・堆肥化処理機器補助金交付開始 |
| 平成11年度 | ・新ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の稼動 |

| 年 度 | 概 要 |
|------------------|--|
| 平成12年度 平成13年度 | 可燃ごみ処理施設 150 t / 24 h × 3 炉 リサイクルプラザ 35 t / 5 h × 1 基 ・ 廃プラスチックを埋立処分から焼却処分に変更 ・ 破碎ごみの分別開始 ・ 容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル及び雑びんの分別収集を開始 ・ 循環型社会形成推進基本法施行 |
| 平成14年度 | ・ 山田不燃物処理場下水道管渠埋設工事完了 ・ 家電リサイクル法施行 ・ 食品リサイクル法施行 ・ グリーン購入法施行 ・ 資源有効利用促進法施行 ・ 蛍光管破碎処理施設稼働、蛍光管・乾電池を有害ごみから資源物に分類 ・ 粗大ごみの毎週収集を実施 ・ 廃食用油資源化事業開始 ・ ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例施行 ・ 野焼の禁止 |
| 平成15年度 | ・ 第2次ごみ減量推進行動計画の策定 ・ 「松本市山田不燃物処理場」から「松本市エコトピア山田」に名称変更 ・ 落ち葉・剪定枝専用袋の作成 ・ 環境美化巡視員の委嘱 ・ 集合住宅及び多量排出事業所への訪問指導 ・ 建設リサイクル法施行 |
| 平成16年度 | ・ 資源物リサイクル事業助成制度一本化 ・ 剪定木処理機購入補助開始 ・ 埋立ごみ破碎処理施設建設、埋立ごみの破碎（減容化）を開始 ・ マイバッグ持参率調査を開始（市民団体と協働実施） |
| 平成17年度 | ・ 容器包装プラスチックの分別回収試行 ・ 一般廃棄物処理業許可の規制緩和 ・ 松本市・四賀村・安曇村・奈川村・梓川村合併 ・ 廃食用油回収を全市で実施 ・ 松本クリーンセンター「容器包装プラスチック処理施設」の稼働 11 t / 5 h × 1 基 |
| 平成18年度 | ・ 容器包装プラスチックの資源化開始 ・ ポイ捨て防止啓発活動の開始 ・ 自動車リサイクル法 ・ 資源物の休日拠点回収の開始 ・ 集団回収制度を創設、資源物常時回収の開始（福祉施設6か所） ・ 毎月5日をノーレジ袋デーに制定 ・ 小片紙類等を資源物に出すようPR ・ 可燃ごみ処理施設での紙類の回収 |

| 年 度 | 概 要 |
|------------------|---|
| 平成19年度 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保育園等の紙類及び容器包装プラスチックの分別収集開始 ・生ごみ堆肥化講習会を開始 ・年間18トン以上のごみを排出する事業者に対し、「ごみ減量行動計画書」及び「廃棄物管理責任者選任届」の提出を義務付け ・資源物の常時回収施設として松本市リサイクルセンターを建設 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・松本市一般廃棄物処理計画（計画年度：平成29年度（2017年度））を策定 ・松本市リサイクルセンターを開設 ・松本市リサイクルセンターにシュレッダーを導入 ・松本クリーンセンターへの紙類の搬入規制を実施 ・焼却灰の資源化を開始 |
| 平成22年度 平成23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ有料化検討委員会を開催 ・松本市・波田町合併 ・浄化槽設置整備事業を一本化 ・食品ロス削減事業を開始 |
| 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・紙類の常設回収場所を設置（平成29年度末で32か所） ・松本市一般廃棄物処理計画の年度別目標排出量を見直し ・松本クリーンセンター及びエコトピア山田で松本地震の災害廃棄物を受入 ・飛灰の資源化を開始 ・松本クリーンセンター及び松本市リサイクルセンターの利用時間を変更 |
| 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・松塩地区広域施設組合として塩尻市・朝日村との共同処理を開始 ・塩尻市・朝日村との灰の交換を開始 ・市内最終処分場への集じん灰の埋め立てを中止 ・保育園・幼稚園の年長児を対象とした参加型環境教育を開始 ・小型家電拠点回収モデル事業を開始（3地区） |
| 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法施行 ・市広報誌で「環境コラム」の連載を開始 ・不用食器リサイクル事業を開始（市民団体と協働実施） ・市公共施設から排出される剪定枝等の再資源化を開始 ・西部及び東部学校給食センターの給食残渣の再資源化を開始 ・ごみステーションからの資源物の持ち去り行為禁止を条文化 ・松本市リサイクルセンターに指定管理者制度を導入 |
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・梓川学校給食センターの給食残渣の再資源化を開始 ・小型家電のステーション回収を開始（全地区） ・集じん灰の委託埋立を開始 ・梓川及び波田一般廃棄物最終処分場を廃止 ・松本キッズ・リユースひろば事業を開始 ・eco オフィスマつもと認定事業を開始 ・「ごみ・資源物の分け方・出し方」に1か国語（タイ語）を追加 |

| 年 度 | 概 要 |
|--------|--|
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・松本市買い物袋持参運動推進市民の会が解散 ・松本市エコオフィスプラン（庁内の環境管理に関する計画）を策定 ・小学3年生を対象に食品ロス削減に特化した環境教育を実施 ・事業系ごみの分け方・出し方を作成 ・残さず食べよう！推進店・事業所認定制度を開始 ・ごみ収集業務の在り方検討を開始 ・資源物の休日拠点回収を終了 ・処理施設への持込み時に身分証明書の提示を開始 |
| 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回食品ロス削減全国大会を開催 ・スプレー缶・ライターの分別収集を開始 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始 ・環境教育用DVDを作成 ・エコトピア山田の今後の在り方について検討を開始 ・使用済み小型家電を東京2020オリンピック・パラリンピックのメダルの原料とする「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」に参加 ・災害廃棄物処理計画作成モデル事業（環境省中部地方環境事務所）に採択 |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）を策定 ・松本市災害廃棄物処理計画策定 ・家庭系・事業系可燃ごみの組成・食品ロス調査を開始 ・エコトピア山田再整備方針の決定 |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・エコトピア山田再整備事業着手 |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の廃棄書類から再生紙を作成できる製紙機を導入 |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・松本市食品ロス削減推進計画策定 ・エコトピア山田への廃棄物の受け入れを終了（年度末） ・現松本クリーンセンターの隣接地に新ごみ処理施設を建設することについて、地元が同意 |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル利用促進事業を開始 ・製品プラスチックの一括回収に向けて環境省支援事業を活用し、プラスチック資源リサイクル検証事業を実施（モデル地区2地区） ・新ごみ処理施設基本構想策定（松塩地区広域施設組合） |
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト容器リユース事業を開始 ・脱炭素先行地域の安曇地区大野川区で容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を先行実施 ・新ごみ処理施設基本計画策定（松塩地区広域施設組合） |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の一括回収を開始 ・イベント用リユース食器導入事業を開始 |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版を策定 |

2 計画の策定経過等

(1) 本市のごみ処理に関する計画の変遷

平成4年度（1992年度）に第1次ごみ減量推進行動計画（平成4年度（1992年度）～13年度（2001年度））及びごみ処理基本計画（平成5年度（1993年度）～24年度（2012年度））を策定、また、平成14年度（2002年度）に第2次ごみ処理推進行動計画（平成14年度（2002年度）～22年度（2010年度））を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度（2008年度）に平成29年度（2017年度）までの10年間を計画期間とした松本市一般廃棄物処理計画を策定しました（市町村合併に伴い、平成23年度（2011年度）に年度別目標排出量の見直しを実施）。当該計画では最終年度に1人1日当たりの排出量1,000グラムという排出目標を掲げていましたが、目標を達成することはできませんでした。

(2) 松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）及び令和5年度（2023年度）改訂版策定の経過

○ 平成20（2008年）年10月

前松本市一般廃棄物処理計画（計画年度：平成29年度（2017年度））を策定

○ 平成28年（2016年）12月21日

平成28年度（2018年度）第3回松本市環境審議会において、計画の策定に向けた今後の進め方と専門部会の設置について協議

○ 平成29年（2017年）2月15日

平成28年度（2016年度）第4回松本市環境審議会において、以下の2項目を議事

・「松本市一般廃棄物処理計画の策定について」諮問

・「松本市一般廃棄物処理計画策定専門部会の設置について」協議

○ 平成29年（2017年）5月24日

第1回松本市一般廃棄物処理計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）において、答申（案）の検討方針を協議（6名の委員を委嘱）

○ 平成29年（2017年）5月29日

平成29年度（2017年度）第1回松本市環境審議会において、第1回専門部会の協議内容を報告

○ 平成29年（2017年）6月26日

第2回専門部会において、答申（案）の基本方針を協議

○ 平成29年（2017年）7月31日

第3回専門部会において、答申（案）を協議

○ 平成29年（2017年）8月29日

平成29年度（2017年度）第2回松本市環境審議会において、答申（案）を協議

○ 平成29年（2017年）9月20日

松本市環境審議会から市長へ答申

- 平成29年（2017年）11月16日
第4回専門部会において、計画の素案に係る内容を協議
- 平成29年（2017年）12月21日
平成29年度（2017年度）第3回松本市環境審議会において、計画（案）を協議
- 平成30年（2018年）1月18日
市議会建設環境委員協議会において、計画（案）を協議
- 平成30年（2018年）1月19日～2月17日
パブリックコメント手続を実施
- 平成30年（2018年）2月8日
平成29年度（2017年度）第4回松本市環境審議会において、計画（案）を報告
- 平成30年（2018年）3月20日
松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）を策定
- 令和5年（2023年）7月7日
令和5年度（2023年度）第1回松本市環境審議会において、5年間の評価と計画の中間改訂について報告
- 令和5年（2023年）8月18日
市議会建設環境委員協議会において、中間改訂について報告
- 令和5年（2023年）12月4日
令和5年度（2023年度）第3回松本市環境審議会において、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版（案）について協議
- 令和6年（2024年）1月11日
市議会建設環境委員協議会において、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版（案）について協議
- 令和6年（2024年）1月12日～2月13日
パブリックコメントを実施
- 令和6年（2024年）4月24日
市議会建設環境委員協議会において、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版（案）について協議
- 令和6年（2024年）4月30日
松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版を策定

3 環境審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 役職 | 氏名 | 選出分野等 | 備考 |
|-----|--------|-------------------------------------|-------------|
| | 新井 芙季 | 公募委員 | |
| | 伊藤 亮二 | 松本商工会議所（専務理事） | |
| | 小川 結 | 公募委員 | |
| | 沖野 知範 | 松本市医師会（理事） | |
| | 金子 寛和 | 長野県松本警察署（生活安全第二課長） | |
| | 香山 由人 | 長野県指導林業士 | |
| | 岸野 奏 | 公募委員 | |
| 副会長 | 多田 健 | 松本市町会連合会（副会長） | |
| | 茅野 恒秀 | 信州大学人文学部人文学科 准教授 | |
| | 中澤 朋代 | 松本大学総合経営学部・観光ホスピタリティ学科 准教授 | |
| | 中島 恵理 | 同志社大学政策学部 教授 | |
| | 中野 繭 | 信州大学先鋭領域融合研究群社会基盤研究所 兼任 理学部 特任助教 | |
| | 野川 裕史 | 環境省中部山岳国立公園管理事務所（所長） | 令和5年8月25日から |
| 会長 | 野見山 哲生 | 信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授 | |
| | 原 修司 | 松本市校長会（源池小学校長） | |
| | 平沢 昭久 | 松本ハイランド農業協同組合（代表理事専務理事） | |
| | 本間 健 | 長野県松本地域振興局（環境・廃棄物対策課長） | |
| | 宮澤 信 | 長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止管理者等 | |
| | 森川 政人 | 環境省中部山岳国立公園管理事務所（所長） | 令和5年8月24日まで |
| | 山村 耕児 | 松本市環境衛生協議会連合会（副会長） | |
| | 渡辺 美沙樹 | 公募委員 | |

4 用語解説

あ行

一般廃棄物最終処分場

生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的、物理的、化学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連附帯設備を併せた総体の施設をいいます。

一般廃棄物収集運搬許可業者

一般廃棄物の処理（収集運搬を含みます。）を他人に委託する場合には、法令で定められた基準に従って適正に処理が行われるように、市が許可をした業者に委託する必要があります。

糸魚川-静岡構造線活断層

長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯です。中北部（明科-諏訪湖南方）区間では、今後30年以内のマグニチュード7.6程度の地震発生確率が13～30%と推定されています。

か行

合併処理浄化槽

下水道には接続せず、各家庭又は事業所の敷地に埋設し、し尿と家庭雑排水を併せて処理する施設のことです。

家庭雑排水

台所・浴室・洗面所等から出るし尿以外の汚水のことです。

家庭雑排水簡易浄化槽

家庭雑排水を浄化するための施設で、一定の構造基準があります。

管理型最終処分場

産業廃棄物最終処分場の区分の1つで、その他に安定型、遮断型の最終処分場があり、一般廃棄物最終処分場は適用される構造基準が管理型の産業廃棄物最終処分場と同じものとなります。管理型処分場では、地下水汚染を防ぐため、ゴムシートを敷設するなど遮水構造とした場所に基準に適合した廃棄物を埋め立て、雨水などにより廃棄物の安定化を図ります。

汲み取り

汲取便槽を使用する処理形態のことです。

汲取便槽

便所を下水道に接続せず、し尿を定期的に汲み取る方式で使用する便槽です。

公共下水道

汚水を地下水路などで集めた後、汚水処理施設で水を浄化し公共用水域へ排出するものです。

公共用水域

公共利用のための水域や水路のことです。河川、湖沼、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指します。

小型家電

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）を除く、使用済みの小型家電製品のことで、小型家電には金、銀、銅などを始め、有用な金属が含まれているため、「都市鉱山」とも呼ばれています。

戸別収集

自宅前に出されたごみを回収する方法で、都心部など住宅密集都市で採用されている収集方法です。

ごみ処理に係る経費

ごみを収集する費用（委託費用、自動車購入費、人件費など）のことです。

ごみステーション

家庭系ごみを収集するごみの集積場所です。ごみステーションにより、出すごみの種類が異なる場合があります。ごみステーションの設置と管理は各町会にお願いをしており、町会の協力の下、ごみの収集を行っています。事業系ごみは出すことができません。

ごみの有料化

受益者負担の公平化の観点から、排出するごみの量に応じて費用の負担を求めるものです。費用負担の方法としては、ごみ袋に一定金額を上乗せしてごみ処理費用として充当する方法が一般的です。

ごみ分別アプリ

スマートフォンやタブレットでごみ・資源物の分け方・出し方及びごみ・資源物収集日程表を確認することができます。「さんあ〜る」で検索してください。

さ行

最終処分量

陶磁器・ガラス類や焼却残渣などを最終処分場で埋立処分した重量のことです。

サンドイッチ・セル方式

廃棄物層と覆土層を交互に積み重ねるサンドイッチ方式と、埋立てた廃棄物及び法面に覆土しセル状に仕上げるセル方式を併用した方式のことです。

指定ごみ袋制度

責任を持ってごみを出してもらうことによりごみの減量につなげるため、また、収集時の事故を防止するため、指定のごみ袋を使って、ごみを出してもらうこととしています。指定ごみ袋に係る費用は、製造・販売に係る費用のみとなっており、ごみ処理に係る費用は含まれていません。

信濃川水系

信濃川の流域内にある本川、支川、派川、これらに関連する湖沼を総称して信濃川水系といいます。

集団回収

資源物を回収する団体として登録した福祉施設やPTAなどが、市の回収とは別に資源物の回収を行うことです。市は、団体に対して助成金を支払っています。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のことです。平成30年(2018年)6月に閣議決定された第四次計画では、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定めるものです。

浄化槽汚泥

浄化槽で汚水を処理する家庭で発生し、蓄積する汚泥です。

浄化槽法に基づく法定検査

浄化槽法第11条では、浄化槽管理者は毎年1回浄化槽の定期検査を受検することとされています。定期検査の中で、浄化槽汚泥の清掃をするよう指摘されることもあります。

焼却残渣

可燃ごみを焼却した際に発生する、燃え殻(焼却灰)、ばいじん(飛灰)のことです。

焼却残渣等の資源化

焼却残渣の主な処分方法は最終処分場への埋め立てですが、最終処分場の埋立容量の減少及び資源の有効活用との観点から、焼却残渣についてもいくつかの方法により資源化されています。主な資源化方法として、セメント原料化、熔融、焼成があります。

焼却灰

可燃ごみを焼却した際に発生する、燃え殻のことです。

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。

賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことで。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまった食品のことです。食べ残しや賞味・消費期限切れで捨てられてしまった食品などがあります。

浸出液処理施設

最終処分場に埋め立てた廃棄物に降った雨水（浸出液）を、河川に放流できる水質まで処理する施設。生物処理、膜処理、活性炭ろ過などにより、処理を行います。

ストーカ炉

焼却施設の焼却方式の1つで、階段状となっている火格子（ストーカ）の上でごみを移動させ、火格子の下部から燃焼空気を送り込み、ごみを焼却する方法です。日本国内での採用事例が多く、松本クリーンセンターでも、ストーカ炉を使用して、ごみを焼却しています。この他に、流動床式焼却炉、ロータリーキルン式焼却炉などがあります。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）

Reduce（リデュース）

廃棄物の発生抑制（ごみになるもののできるだけ持ち込まない、必要のないものは買わない、ごみの量を減らすこと。）

Reuse（リユース）

再使用（繰り返し使えるものを選び、できるだけ何度も使うこと。）

Recycle（リサイクル）

再生利用（ごみを資源として別の製品の材料として再利用すること。）

セメント原料化

焼却灰には、セメントの主成分である二酸化ケイ素や酸化カルシウムなどの物質が含まれていることから、焼却灰をもう一度高温で処理し、天然原料の代替原料として再資源化することができます。

ゼロカーボン（脱炭素）

CO₂などの温室効果ガスの人為的な排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することで、二酸化炭素実質排出量ゼロとなる状態を指します。松本市は、令和2年（2020年）に、2050年にゼロカーボンシティの達成を目指すことを表明しました。

た行

脱水汚泥

処理施設等に集められた汚泥から水分を除去し、固形になった汚泥のことです。

多量排出事業者

多量排出事業者は、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則により、年間18トン以上のごみを排出するもののうち、以下の建築物の占有者と規定しています。

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物のうち、延べ面積が、3,000m²以上（学校は8,000m²以上）のもの）
- 2 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（店舗面積1,000m²超の店舗）

単独浄化槽

下水道に接続せず、各家庭又は事業所の敷地に埋設し、し尿のみを処理する施設のことです。

中間処理

ごみを焼却、破碎、選別などして、ごみの容積を減らすとともに、安定した成分とすることで最終処分場への埋立容量を削減し、周辺環境への影響を低減するように処理することです。また、選別を行うことで、ごみに含まれる鉄やアルミなどを資源として有効利用することもできます。

な行

農業集落排水処理施設

農業集落内の汚水を最終的に処理する施設のことです。

は行

バイオディーゼル燃料

てんぷら油などの廃食用油をディーゼル車などに使用できる再生軽油としたものです。

バイオマス

動植物などの生物に由来する、木材や生ごみ、汚泥等、化石燃料を除いた再生可能な資源のことです。

1人1日当たりのごみ排出量

自治体間でごみ排出量を比較する際には人口により違いが出てしまうため、1人1日当たりのごみ排出量を算出し、比較を行います。

【算出方法】

1人1日当たりのごみ排出量＝総ごみ排出量÷(人口×365日又は366日)

飛灰

可燃ごみを焼却した際に発生する、ばいじん(すす)で、大気中にばい煙として放出されないようにフィルターで取り除き、薬剤処理をして灰に含まれる重金属が溶出しないようにしたものです。

ま行

松本市環境審議会

松本市環境基本条例第25条第1項に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査・審議する諮問機関として設置されています。

民泊

住宅(戸建住宅やマンションなどの共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することです。

や行

容器包装

商品を入れたり、包んだりしているもので、商品を出したり、使ったりすると不要になるものです。家庭系ごみの中で大きな割合を占めるため、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールを対象として、リサイクル制度を作ることで、資源として有効活用しています。

溶融

焼却残渣中には天然石と同様の成分が含まれており、焼却残渣を高温で処理することで、人工骨材として再利用することが可能となります。また、その際に焼却残渣に含まれる金属なども同時に分離されるため、それらも資源として活用することができます。

ら行

リサイクル率

ごみ量全体のうち、リサイクルを行った資源物量の割合のことです。

【算出方法】

(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

わ行

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用して廃棄されるプラスチック製品のことで。

5 年度別実績及び目標排出量

| 区分 年度 | 総ごみ量 | 1人1日 当たりの ごみ 排出量 | 家庭系 ごみ 排出量 | 1人1日 当たりの 家庭系 ごみ 排出量 | 事業系 ごみ 排出量 | 1人1日 当たりの 事業系 ごみ 排出量 | 資源物 + 集団回収 | 人口 |
|---------------|--------|---------------------------|------------------|----------------------------------|------------------|----------------------------------|------------------|---------|
| | [t/年] | [g/1人1日] | [t/年] | [g/1人1日] | [t/年] | [g/1人1日] | [t/年] | [人] |
| H 2 4 (基準) | 99,794 | 1,122 | 42,309 | 476 | 42,744 | 481 | 14,741 | 243,699 |
| H 3 0 | 88,318 | 1,009 | 38,364 | 439 | 40,600 | 464 | 9,354 | 239,695 |
| R 元 | 89,538 | 1,024 | 38,843 | 444 | 41,390 | 473 | 9,305 | 238,835 |
| R 2 | 87,292 | 1,004 | 38,927 | 448 | 39,670 | 456 | 8,695 | 238,244 |
| R 3 | 85,549 | 988 | 37,546 | 433 | 39,769 | 459 | 8,234 | 237,332 |
| R 4 (中間) | 85,329 | 988 | 37,289 | 432 | 39,995 | 463 | 8,045 | 236,566 |
| R 5 | 80,490 | 932 | 37,654 | 436 | 33,250 | 385 | 9,586 | 235,964 |
| R 6 | 78,691 | 916 | 37,284 | 434 | 32,043 | 373 | 9,364 | 235,362 |
| R 7 | 77,119 | 900 | 37,017 | 432 | 30,933 | 361 | 9,169 | 234,760 |
| R 8 | 75,500 | 884 | 36,725 | 430 | 29,807 | 349 | 8,968 | 233,993 |
| R 9 (目標) | 74,093 | 868 | 36,534 | 428 | 28,767 | 337 | 8,792 | 233,226 |

※ 小数点以下を加味して推計を行っているため、表中の数値では計算が合わないことがあります。

松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～
令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）
改訂版

2024年4月発行

発行／松本市

編集／松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3268（直通） Fax：0263-34-3202

e-mail：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp